

あまがさきし
尼崎市
みどりのまちづくり^{けい}計画^{かく}
2024-2033

資料編

第1章	関連データ・資料	3
1	計画の背景	4
1	1 社会潮流の変化	4
2	2 関係法令の改正	5
3	3 上位計画の改定	6
2	本市のみどりの現状	10
1	1 本市の地勢	10
2	2 本市の緑化面積	10
3	3 本市の都市公園の状況	11
4	4 本市の街路樹の状況	12
3	公園づくりの考え方	13
1	1 都市公園の配置基準	13
2	2 その他(都市計画公園以外)の公園・広場	16
3	3 公園の防災減災機能	17
4	市民等との協働によるみどり	18
1	1 みどりで人をつなぐ取組	18
2	2 みどりで未来をつなぐ取組	22
5	その他	24
1	1 尼崎緑化公園協会について	24
2	2 SDG'sとの関連	25
第2章	市民意識調査	27
1	市民全体アンケート	28
1	1 調査概要	28
2	2 アンケート結果	28
2	ファミリー世帯向けアンケート	38
1	1 調査概要	38
2	2 アンケート結果	39
3	市民説明会	48
第3章	用語集	49
第4章	策定体制と経過	53
1	1 改定の経緯	54
2	2 尼崎市都市計画審議会公園緑地分科会	55
3	3 条例	58



第1章

関連データ・資料

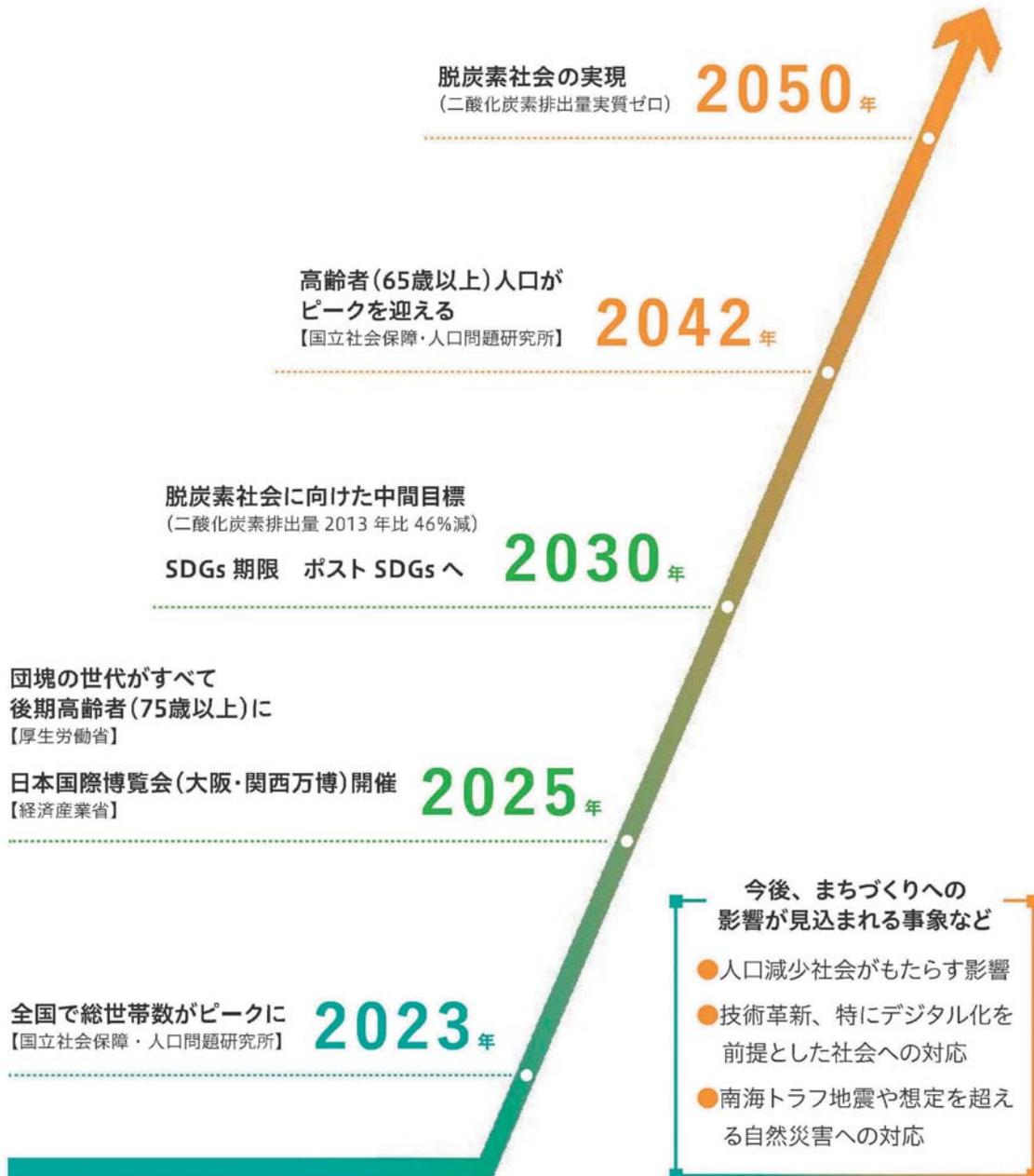
1 計画の背景

1 社会潮流の変化

(本編 P7)

本計画に関する社会潮流の変化

- ・人口減少社会の進行と人口動態の変化
- ・脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり
- ・デジタル化の進展
- ・災害対策など安全・安心への意識の高まり



【第6次尼崎市総合計画より抜粋】

都市公園法

都市緑地法

生産緑地法、都市計画法
建築基準法

都市公園の再生・活性化

【都市公園法等】

○都市公園で**保育所等の設置を可能**に（国家戦略特区特例の一般措置化）

○民間事業者による**公共還元型の収益施設の設置管理制度**の創設

－収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理者を民間事業者から**公募選定**

－設置管理許可期間の**延伸**（10年→20年）、**建蔽率の緩和**等

－**民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施**

〔(予算) 広場等の整備に対する資金貸付け

【都市開発資金の貸付けに関する法律】

(予算) 広場等の整備に対する補助



▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園（イメージ）

○公園内の**PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸**（10年→30年）

○公園の活性化に関する**協議会の設置**

緑地・広場の創出

【都市緑地法】

○**民間による市民緑地の整備を促す制度の創設**

－市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定

〔(税) 固定資産税等の軽減

(予算) 施設整備等に対する補助

○**緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充**

－緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加



▶ 市民緑地（イメージ）

都市農地の保全・活用

【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】

○生産緑地地区の一律500㎡の**面積要件を市区町村が条例で引下げ可能**に（300㎡を下限）

〔(税) 現行の税制特例を適用〕

○生産緑地地区内で**直売所、農家レストラン等の設置を可能**に



▶ 市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子

○**新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設**

（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

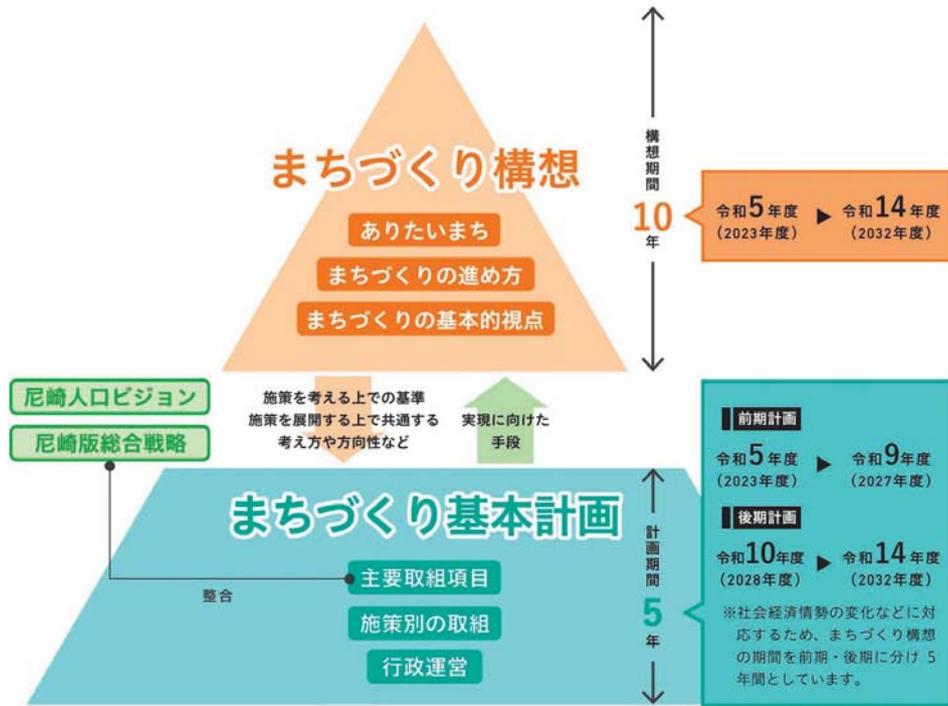
○市区町村が策定する「**緑の基本計画**」（緑のマスタープラン）の記載事項を拡充 【都市緑地法】

－**都市公園の管理**の方針、農地を緑地として政策に組み込み

【国土交通省資料へ加筆】

第6次尼崎市総合計画

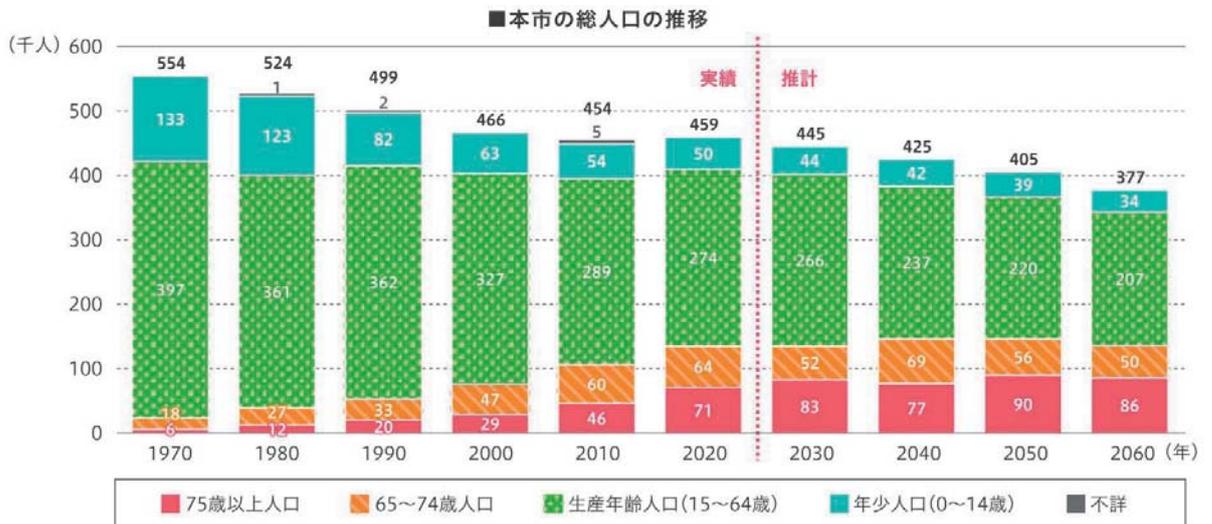
①総合計画の構成



②本市の人口動態

本市の人口は昭和46年(1971年)をピークに、その後、減少傾向が続いていましたが、近年、住宅供給などにより、転入者数が転出者数を上回る社会増の状態が平成28年(2016年)以降、5年連続で継続するなど、改善傾向にあります。

しかしながら、少子化・高齢化に伴い、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が今後拡大していくことが見込まれ、全国的な傾向と同様、本市においても人口減少がさらに進むことが見込まれます。



(資料) 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに本市で作成

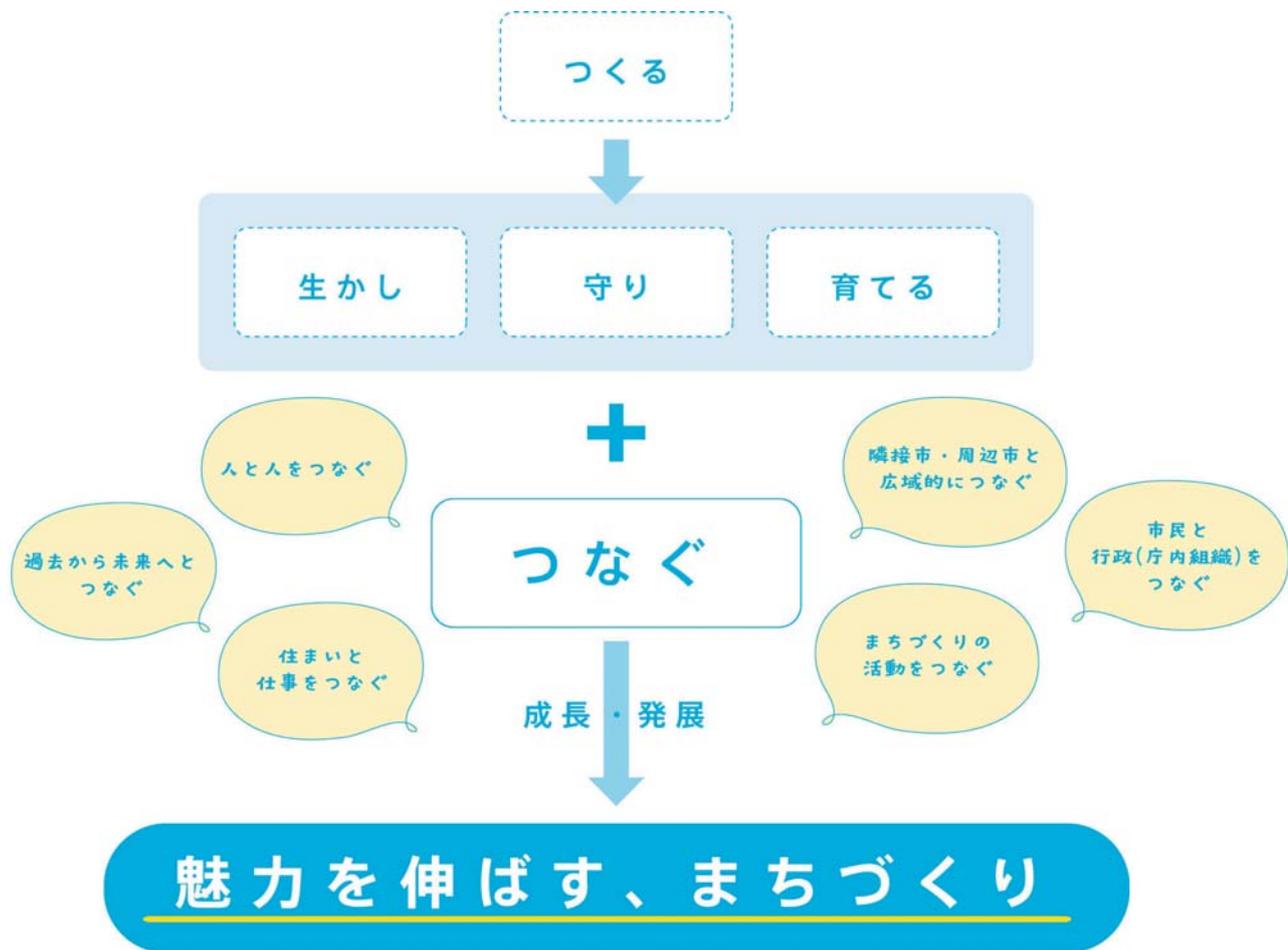
【総合計画より抜粋】

①まちづくりの方向性

本市のまちづくりは、「つくる」から「生かし、守り、育てる」まちづくりへと移行してきました。一方で、様々な社会情勢の変化に対応し、100年後も続くまちにしていけるためには、市民をはじめ多様な主体とともにまちの魅力を再発見し、さらなるまちの魅力向上が欠かせません。

本市のまちの魅力を高めるためには、これまでの「生かし、守り、育てる」まちづくりで築いてきたまちを礎に、市民と市民を『つなぐ』ことや、市民と行政を『つなぐ』ことで、新たなまちづくりの活動を創出するなど、様々なところで『つなぐ』まちづくりを進めていく必要があります。

そのため、これからは、「生かし、守り、育てる」に加えて『つなぐ』まちづくりを進めることで、都市の成長と発展を促す「魅力を伸ばすまちづくり」を推進します。



【都市計画マスタープランより抜粋】

②本市の都市構造

日常生活に必要な施設がバランスよく配置された“歩いて暮らせるゾーン”と本市の職住近接を支える“産業ゾーン”等を基本に、鉄道駅周辺の“拠点”を“都市の骨格”が形成するネットワークでつなぐ、コンパクトで持続可能なまちを目指します。

(1) ゾーン

 歩いて暮らせるゾーン	主に住宅地で構成される区域を位置づけ、日常生活に必要な施設がバランスよく配置された、誰もが歩いて暮らせるゾーンの形成を図ります。
 緑ある空間に囲まれて暮らせるゾーン	低層の住宅地や農地で構成される区域を位置づけ、緑豊かでゆとりと潤いを感じられる、緑ある空間に囲まれて暮らせるゾーンの形成を図ります。
 都市型産業ゾーン	住宅地と工業地等の産業で構成される区域を位置づけ、今ある産業を保全しつつ良好な暮らしが可能となる、都市型の産業ゾーンの形成を図ります。
 産業集積ゾーン	臨海部の工業地で構成される区域を位置づけ、大規模工場や次世代型の高付加価値の産業、物流施設等が立地する産業集積拠点となるゾーンの形成を図ります。

(2) 拠点

 広域拠点(3箇所)	隣接市からの利用も見込まれる広域的な商業・業務施設等の高次都市機能の集積や都市型居住機能により、本市の魅力を高め、にぎわいを創出することができる広域的な拠点の形成を図ります。
 地域拠点(6箇所)	周辺住民の日常生活に必要な施設等が集積し、地域の魅力を生かした地域の中心となる拠点の形成を図ります。
 生活拠点(4箇所)	交通利便性を高め、良質な生活空間となる拠点の形成を図ります。

(3) 都市の骨格

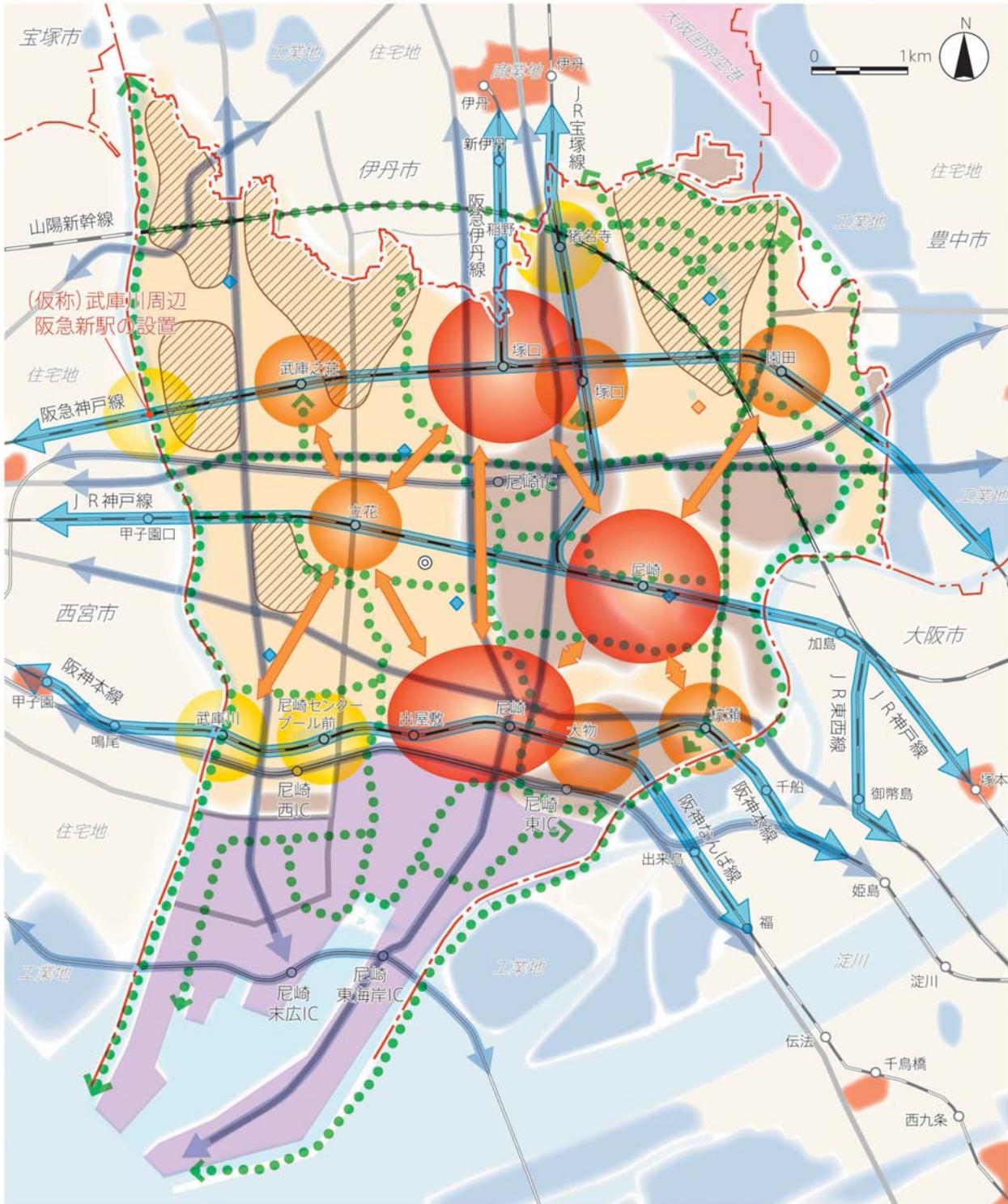
 広域連携軸: 幹線道路  広域連携軸: 基幹的な公共交通軸	国道、県道、高速道路等の幹線道路及び公共交通(鉄道)を位置付け、これらの機能強化により、都市間交流を生み出すなど、広域的に連携したネットワークの形成を図ります。
 地域連携軸: 基幹的な公共交通軸	拠点間を結ぶ公共交通(路線バス)を位置付け、市民の生活利便性を確保するとともに、地域の連携や交流を深められる公共交通のネットワークの形成を図ります。
 水と緑のネットワーク	武庫川や猪名川等の河川や運河、また街路樹、緑地を位置付け、水と緑を身近に感じられるネットワークの形成を図ります。

(4) その他の拠点

 市役所	様々な行政サービスを提供することで、日常における市民の暮らしを支えるとともに、災害が発生した際は、速やかに市民の生命と財産を守る災害対応、復旧・復興支援の役割を果たします。
 地域におけるまちづくりの拠点	地域におけるまちづくりの拠点として地域振興センターを位置付けます。
 あまがさき・ひと咲きプラザ	子どもから大人まで、市民の学びと育ちを支える役割を果たします。

【都市計画マスタープランより抜粋】

図 - 都市構造図



【都市計画マスタープランより抜粋】

2 本市のみどりの現状

1 本市の地勢

本市は猪名川と武庫川の沖積による平たんで利用しやすい土地柄から、近代では産業の発展に伴い、都市化が著しく進みました。

また、山や林などのまとまったみどりはほとんどなく、ほぼ全域が市街化されているため、公園の整備や開発事業に伴う緑地の整備などにより、新たなみどりの創出に取り組んできました。



【本市周辺の地勢】

2 本市の緑化面積

近年、生産緑地や学校等の緑化面積が微減している一方、民間事業緑地等や都市公園等の緑化面積が増えていることから、本市の緑化総面積は約470ha程度で推移しています。

近年の本市の緑化面積



3 本市の都市公園の状況

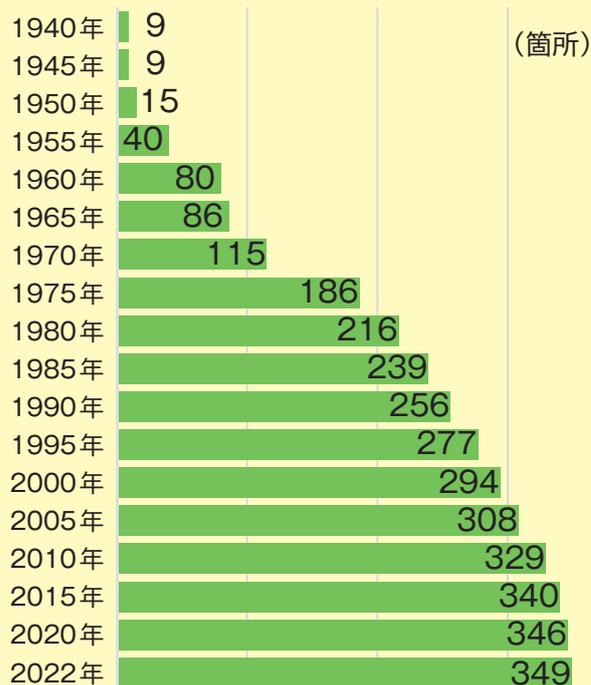
都市公園数の推移

著しい産業発展の一方でみどりが少なかった本市では、1970年代の高度経済成長期に「都市公園」を多く整備してきました。その結果、現在は約350箇所の都市公園が整備されています。

また、都市公園を補完する目的で整備した子ども広場が、都市公園とは別に約210箇所あります。

都市公園数の推移

出典：尼崎市緑化事業報告書



都市公園等の現況

(令和5年3月31日現在)

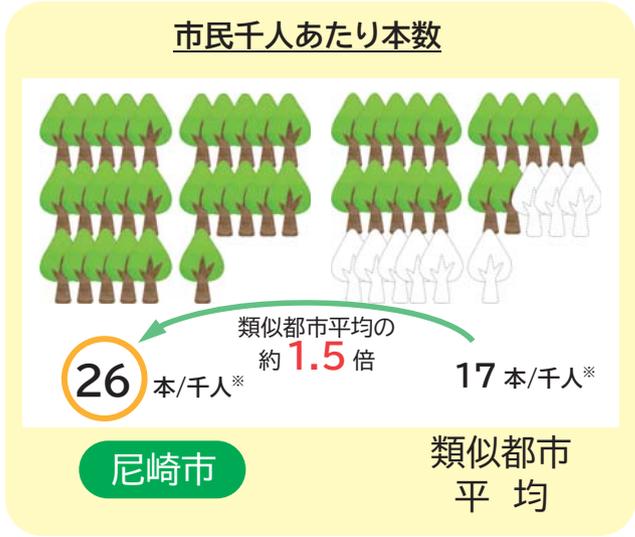
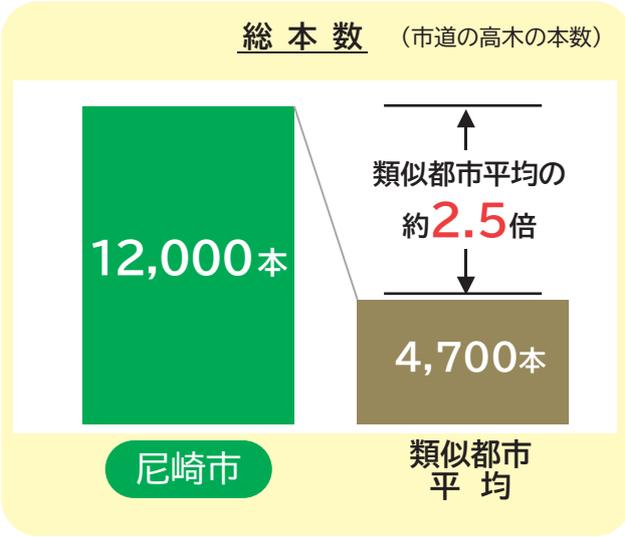
種別			箇所数	面積(ha)	
都市公園	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	245	50
		公園	近隣公園	19	28
			地区公園	7	18
			都市基幹公園	総合公園	3
		運動公園	1	11	
	特殊公園	風致公園	2	0.9	
		街園	16	0.2	
	都市緑地		44	65	
	広場公園		4	0.3	
	緑道		7	2	
	小計		348	188	
県立公園	尼崎の森中央緑地	都市緑地	1	19	
都市公園 合計			349	207	
子ども広場			212	12	
その他緑地 (港湾緑地等：のびのび公園、魚つり公園、リフレッシュポート尼崎)			3	14	
都市公園等 合計			564	233	

4 本市の街路樹の状況

街路樹本数の推移

本市では、公害問題が顕在化した1970年代に「緑を育てる尼崎」を市政の重点施策に位置づけ、街路樹を多く植えてきた結果、現在の市内における街路樹本数は約12,000本になっています。

街路樹本数の比較



出典

- ・街路樹本数：わが国の街路樹IX(国土技術政策総合研究所) 令和4年3月31日
- ・類似都市平均：市街化率が80%以上、かつ、関西地方の都市(政令市除く)の8都市を選定して平均(伊丹市、東大阪市、豊中市、吹田市、寝屋川市、守口市、門真市、摂津市)



東七松町／ケヤキ



武庫之荘／ヤナギ



水堂町／ソメイヨシノ

1 都市公園の配置基準

本市では、これまで都市公園法に基づく標準的な配置基準に基づき、主に土地区画整理事業により、都市公園の整備を進めてきました。しかし、市域の大半で市街化が進み、未利用地が少ないため、公園等の用地を新たに確保し、新たに公園を配置していくことは、今後ますます困難になると思われます。

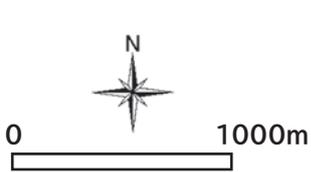
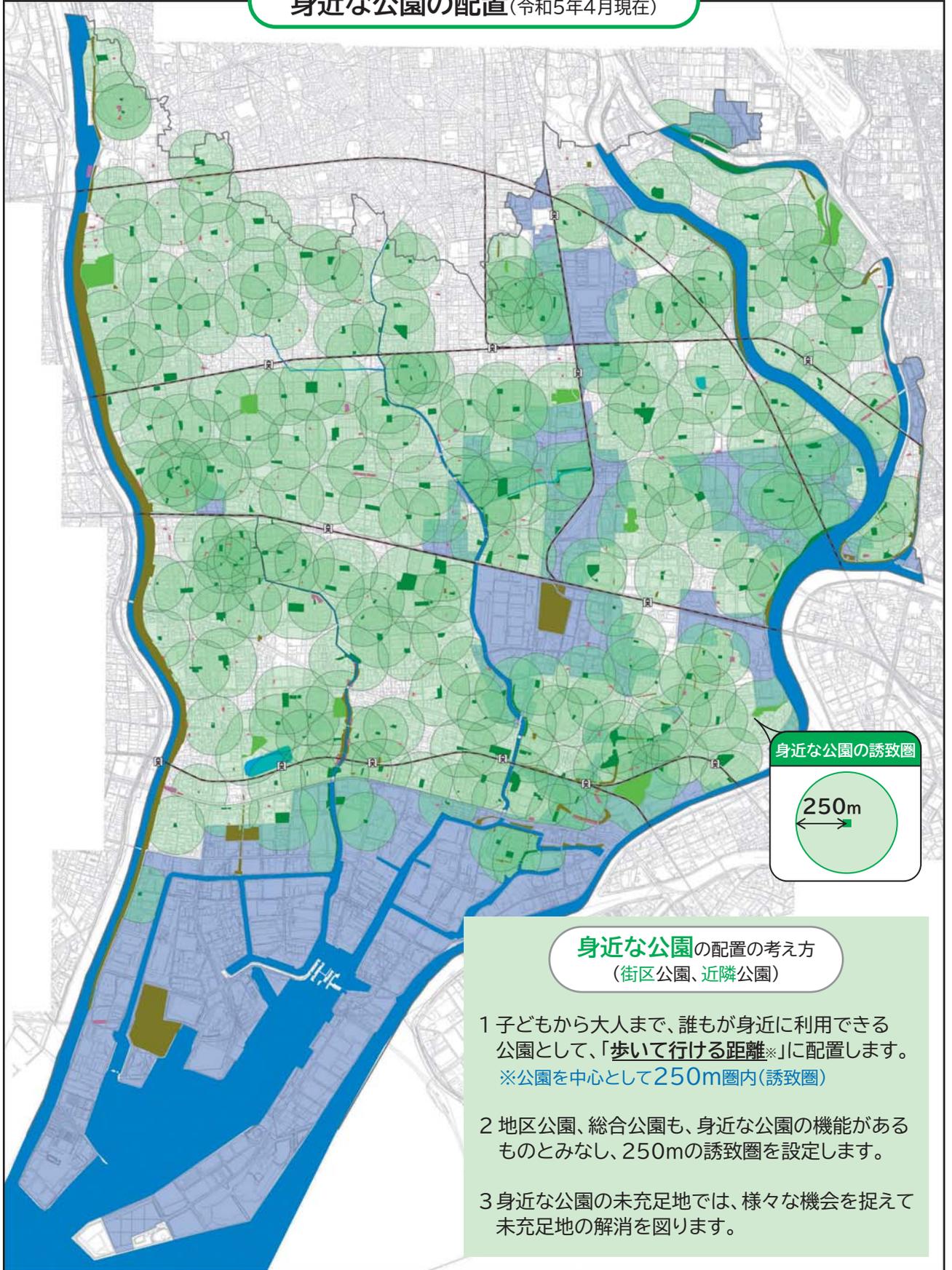
一方で、大規模な公園や河川敷緑地などの都市緑地は、みどりの拠点やこれらをつなぐものとして、また、小規模な公園は身近なみどりとして、本市の「水とみどりのネットワーク」を構成する上で、非常に重要な役割を担っていることから、みどりのまちづくりを進めていくために、都市公園を適切に配置していく必要があります。

本計画では、本市の特性に応じて、都市公園の配置や規模などの基準を下表のとおり定めます。

都市公園の配置、規模の基準

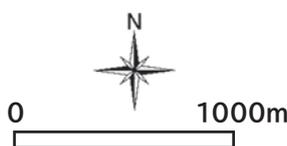
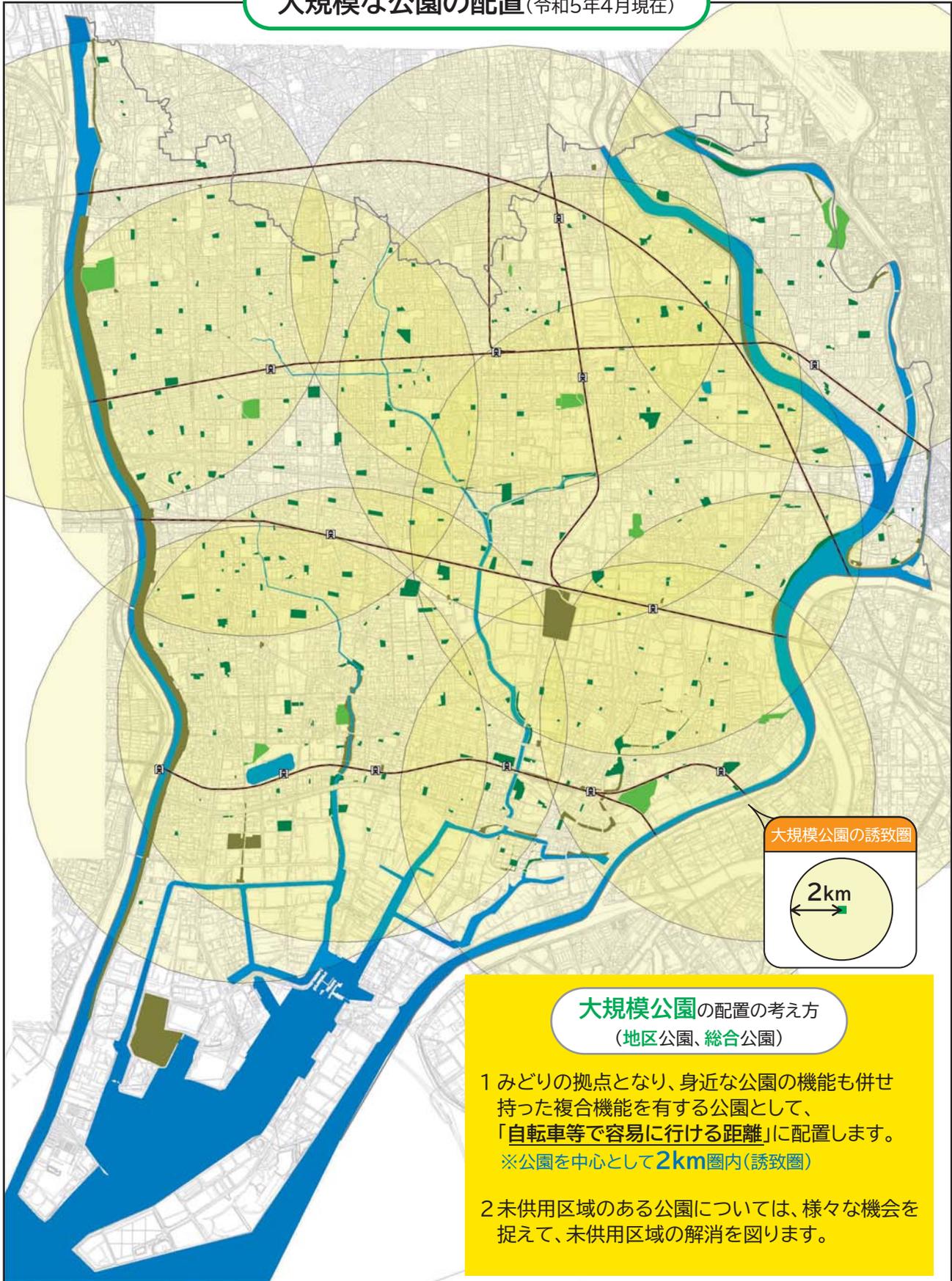
都市公園法による種別		名称	公園の目的	公園の配置の考え方	規模(標準)	誘致距離
住区基幹公園	街区公園	身近な公園	街区内に居住する者の利用に供する	子どもから大人まで、誰もが、身近に利用できる公園として、「歩いて行ける距離」に適正に配置します	0.05~1.0ha (0.2ha)	250m
	近隣公園		近隣に居住する者の利用に供する		1.0~2.0ha (1.5ha) 	
	地区公園	大規模公園	徒歩圏域内に居住する者の利用に供する	みどりの拠点となり、身近な公園の機能も併せ持った、複合機能を有する公園として、「自転車等で容易に行ける距離」に適正に配置します	2.0ha~(3.0ha)	2km
都市基幹公園	総合公園		都市住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する			
	運動公園		運動の用に供する	住民が容易に利用できる位置に、実現性などを考慮して配置します	公園の機能を十分に発揮することができる面積	—
緩衝緑地等	特殊公園*		風致を享受する	既存の価値ある自然などを活かして配置します		
	都市緑地		都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地	自然的環境が残る場所や、まちかどなど都市景観の向上を図る位置に配置します		
	広場公園		市街地の中心部における休息又は観賞の用に供する	駅前や商業・業務系の土地利用が行われている地域など市街地の中心部に配置します		
	緑道		災害等における避難路の確保、市街地における安全性及び快適性の確保等を図る	主な河川や道路沿い、公共施設を結ぶ位置などに配置します		

身近な公園の配置(令和5年4月現在)



- | | |
|-----------------------|---------|
| 地区公園・総合公園(供用済) | 工業系用途地域 |
| 街区公園・近隣公園(供用済) | 水面・河川敷 |
| その他の都市公園(供用済) | 鉄道駅 |
| 身近な公園(街区・近隣)誘致圏【250m】 | 線路 |
| 子ども広場 | 市域 |

大規模な公園の配置(令和5年4月現在)



- 地区公園・総合公園(供用済)
- 街区公園・近隣公園(供用済)
- その他の都市公園(供用済)
- 大規模公園(地区・総合)誘致圏【2km】
- 水面・河川敷
- 鉄道駅
- 線路
- 市域

2 その他(都市計画公園以外)の公園・広場

①提供公園

開発事業に伴い市に帰属される公園については、周辺の公園の配置状況や整備内容に応じて、都市公園のいずれかの種別に位置付けて整備し、適正に管理します。



市営住宅建替に伴い整備された提供公園(宮の北公園 令和4年)

①子ども広場

子ども広場とは、子どもの安全な遊び場を確保するため、都市公園の機能を補完する施設として、昭和40年代から整備してきた広場です。

しかしながら、都市公園の整備が進んだことや少子化傾向の進展によって、子どもの利用が減少しているため、本市では平成16年に基本方針を策定し、都市公園を補完する役割を終えた子ども広場の廃止や機能転換等の見直しを進めています。



大西(名神下)子ども広場廃止後、
消防分団器具庫として利用



水堂第3(名神下)子ども広場廃止後、
駐輪場として利用

表 防災減災機能を有した公園

公園名	所在地	防災拠点	避難場所	消防施設※1	水害対策	水道施設	下水道施設	無線施設
		地域防災拠点	大火災避難場所	防火水槽	雨水一時貯留機能	応急給水拠点	災害用緊急トイレ	防災行政無線
芦原公園	東七松町2丁目11		○					
尼崎城址公園	北城内27		○					
尼崎の森中央緑地	扇町	○						
猪名川公園	椎堂1丁目502及び豊中市利倉西1丁目94		○					○
今福公園	今福2丁目42			○				○
大井戸公園	南武庫之荘3丁目425		○					
小田南公園※2	杭瀬南新町3丁目3	○	○	○	○	○	○	○
尾浜公園	名神町2丁目76		○					
開明中公園	開明町2丁目1							○
上坂部西公園	東塚口町2丁目1及び2	○	○					
上の島北公園	南塚口町8丁目502				○			
神崎川緑地	戸ノ内町5丁目825-257				○			
記念公園	西長洲町1丁目4-1	○	○					
栗山公園	南塚口町7丁目169-1		○					
食満5丁目公園	食満5丁目206-15			○	○			
潮江緑遊公園	潮江5丁目723		○	○	○	○	○	
下食満公園	東園田町4丁目151							○
水明公園	水明町199-1		○					
成文公園	大島2丁目195			○				○
大物川緑地	東大物町1丁目125～南城内287							○
大物公園	東大物町1丁目64		○					
高田公園	上ノ島町3丁目43	○	○					
橘公園	東七松町1丁目1-1	○	○					
田能西公園	田能4丁目789-1							○
塚口本町緑地	塚口本町4丁目509-14		○					
築地公園	築地3丁目100			○				○
道意公園	道意町6丁目8							○
戸の内公園	戸ノ内町6丁目6				○			○
友行西公園	武庫之荘8丁目150		○					
長洲西通1丁目公園	長洲西通1丁目50-2				○			
長洲本通北公園	長洲本通1丁目13-3				○		○	
西川公園	西川2丁目4		○					
西昆陽2丁目公園	西昆陽2丁目318-4				○			
西向島公園	西向島町91							○
西武庫公園	武庫元町3丁目14		○					○
額田公園	額田町134							○
浜田公園	浜田町2丁目132		○					
松ヶ本公園	塚口町6丁目3-1		○	○				
宮の北公園	西昆陽2丁目318-4				○		○	
宮前公園	杭瀬本町1丁目82-1			○				○
武庫之荘8丁目緑地	武庫之荘8丁目149-19				○			
名和公園	名神町2丁目34		○					
もすりん橋公園	戸ノ内町4丁目826-37				○			
元浜西公園	元浜町3丁目32			○				○
元浜緑地	元浜町1丁目、道意町6丁目		○			○		○
守部公園	南武庫之荘8丁目201							○
蓬川緑地	蓬川荘園460～南竹谷町3丁目10地先		○					
若宮公園	大物町2丁目42				○			
椀田公園	塚口町5丁目28-1		○			○		
(五十音順)		6箇所	23箇所	9箇所	13箇所	4箇所	4箇所	18箇所

※1 消防施設として防火水槽を有している公園は、上記9公園以外に49箇所(令和4年度末現在)あります。

※2 令和6年度末より再供用開始予定。

- ・尼崎地域防災計画(令和4年度版)において、すべての都市公園が避難地に指定されています。
- ・尼崎地域防災計画(令和4年度版)において、応急仮設住宅の建設用地として、59箇所の都市公園が指定されています。

4 市民等との協働によるみどり

1 みどりで人をつなぐ取組

(本編 P28・30・52)

①街なみ街かど花づくり運動（尼崎花のまち委員会）

市民自らの手で街を花で飾り、美しい街なみ景観の向上を図って尼崎市をイメージアップしようと、平成8年に市民組織として「尼崎花のまち委員会」が設立され、「花の世話役さん」と呼ばれる市民（企業の従業員を含む）が、公園、道路、駅前、河川沿い、公共施設の入口、住宅の玄関先、事業所や商店の入口部分、街の中の空き地等多くの人の目を楽しませることが出来る花壇スペースを見つけ、花づくりのグループをつくり、花づくりの運動を進めています。

この取組によって、会員がデザインして植え付けたたくさんの花壇が、市内のあちこちにできあがり、街なみは美しく変わってきました。その結果として、平成11年度に「花のまちづくりコンクール」の最優秀賞（建設大臣賞）を受賞し、また平成29年度には20年間に亘る花づくり運動の取組が高く評価され、春の褒章において緑綬褒章の栄誉をいただきました。

この運動は、計画から花壇管理までの花づくりを市民が行い、行政(市)は、種や土などの資材類の提供や苗の生産場所の確保を、また(公財)尼崎緑化公園協会は、育苗、花壇管理などの技術指導や事務局の担当などを行い、市民・市・(公財)尼崎緑化公園協会の三者による協働の取組となっています。



花の世話役さんによる花苗を植える様子

花づくり運動でつくられた花壇

②武庫川髭の渡しコスモス園

かつて「髭の渡し」と呼ばれていた武庫川河川敷の一带は、阪神・淡路大震災以降、不法耕作やごみの不法投棄などで見苦しい景観となっていました。平成15年に、地元住民が中心となる市民グループ「髭の渡し花咲き会」のメンバーを中心とする多くの市民ボランティアにより花づくりが行われ、立派なコスモス園として生まれ変わらせることができました。この髭の渡し花咲き会の活動が高く評価され、平成22年5月に第21回「緑の愛護」功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。

現在では、阪神間の秋の花の名所としてすっかり定着しており、約13,000㎡の敷地に、約550万本のコスモスが咲きほこる風景から、尼崎市の魅力のひとつとなりました。



市民参画の種まきイベントの様子(R5年度)



満開のコスモス園

③尼崎市の環境をまもる条例による工場等緑化

本市は、「尼崎市の環境をまもる条例」に基づき10,000㎡以上の敷地を有するすべての事業所において、敷地の10%以上の緑化を義務付けています。昭和57年度末に企業の努力により、条例の対象となる事業所のうち市と工場緑化協定を締結している工場について100%の緑化を完了しました。

この造成された緑地は、従業員の憩いの場として、また地域の環境改善に役立っています。

④尼崎市住環境整備条例による緑化協定

良好な住環境の形成のため、市内で開発事業を行う場合には、一定規模の緑化を義務づけて、その維持管理等について事業者と協定を締結しています。

この制度は、昭和56年4月に制定された「尼崎市開発事業の施行に伴う公共施設等の整備に関する要綱」に基づいて実施し、事業施行区域の面積が500㎡以上の住宅以外の建築物の建設を目的とする開発に対して事業者と協定を締結していました。その後、昭和59年12月に制定(昭和61年4月施行)された「尼崎市住環境整備条例」に規定され、条例に基づき協定を締結し、さらに平成8年4月からは事業施行区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満の共同住宅の建設も対象となり、緑化協定の締結件数は大きく増加しました。



集合住宅における開発緑化

⑤尼崎市都市緑化植物園グリーンヘルパー

尼崎市唯一の都市緑化植物園である上坂部西公園を拠点に、一部の花壇(彩り花壇)の植えつけや管理、園内樹木の樹名板作成と設置、季節の植物を来園者に紹介する園内ガイド、公園内で採集された花や実を使った展示会の開催、緑化普及イベントへの協力等、様々な活動を行っています。

毎月第4土曜日に開催されている植物園ガイドはグリーンヘルパーが案内役を務めており、植物に詳しいメンバー、クラフトやアレンジが得意なメンバーなど、それぞれの個性を活かしながら来園者に楽しんでもらえるよう取り組んでいます。工夫を凝らした質の高い活動を継続して行っており、尼崎市の景観形成や緑化普及啓発、環境教育に大きく貢献していることが高く評価され、令和3年度、第10回尼崎市まちかどチャームング賞(都市美形成活動部門)を受賞しました。



園内ガイドの様子

花壇への植えつけの様子

⑥ローズAMA

大井戸公園、潮江公園で、専門家の指導の下、花がら摘み、除草、堆肥など季節に応じたバラの栽培管理を月1回実施しています。



⑥ローズAMA(潮江公園)

⑦近松公園アヤメクラブ

近松公園で、花数が減少していたアヤメ園を復活させるため、カンザキアヤメとギボウシを株分けして植えつけるなどの株数増加の取り組みや、除草、施肥などの管理作業を実施しています。



⑦近松公園アヤメクラブ

⑧元浜緑地アジサイクラブ

元浜緑地で、踏圧などで衰退していたもみじ池周辺のアジサイ園を復活させるため、挿し木から育成して植えつけるなどの株数増加の取り組みを実施しています。また、湿地の植物も育てています。



⑧元浜緑地アジサイクラブ

⑨西武庫フェアリーズ

西武庫公園で、園内のビニールハウスでの花苗の栽培や公園内への植え付けなどの花壇管理、園内施設の装飾の開催などを実施しています。また、花づくり講習会を開催したり、園内施設の装飾を手掛けるなどの公園の美化作業に取り組んでいます。



⑨西武庫フェアリーズ

⑩猪名川公園ボランティア会

猪名川公園で、園内落葉清掃や、花壇管理、イベントでの受付補助などを実施しています。

⑪記念公園草花育成ボランティアクラブ

記念公園で、市民花壇及び公園内フラワーポケットへの花苗植付け事業(年3回)に従事してもらうとともに、除草、水やり等のお世話を適宜実施しています。

2 みどりで未来をつなぐ取組

①尼崎21世紀の森プロジェクト

(本編P44)

臨海部において、自然環境の回復・創造、都市のアメニティ空間の創出や操業環境の向上などにより、「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマに、魅力と活力のあるまちに再生するための取り組みとして、兵庫県により「尼崎21世紀の森構想」が策定されました。そして、その推進母体として平成14年8月に尼崎21世紀の森づくり協議会を設立し市民・企業・各種団体・学識者・行政など、あらゆる主体の参画と協働により進めてきました。

現在は、協議会の組織改正を機に、臨海部で活動する各種団体等と連携し様々な活動を行うプラットフォームとして「森の会議」が月1回開催されています。



NPO法人 尼崎21世紀の森ホームページ



②佐璞丘の再生に向けた取り組み

(本編P52)

猪名川の河畔林であり、エノキ・ムクノキなどの落葉樹が群生するなど、市内では貴重な樹林地である佐璞丘は、近年はシュロや常緑樹の増加、ゴミの不法投棄が目立つなどの景観的な課題が見られる中で、平成22年度の本市の市民提案制度の取り組みとして、地元自治会や老人会、学校、地元企業などからなる「万葉の森・佐璞丘再生プロジェクト」が設立され、地域の子供たちの環境・歴史教育の場や市民が憩える明るい森に再生するという目的で、生物多様性の保全・再生に向けた調査・計画・管理や環境学習・イベントなどの活用の取組が進められています。



「万葉の森・佐璞丘再生プロジェクト」のひとつ「いなでら忍者学校」

③「自然と文化の森構想」の推進

(本編P52)

平成13年度に策定された「自然と文化の森構想」に基づき、猪名川と藻川に囲まれた地域とその周辺に残る自然環境や歴史・文化資源の「価値」を再発見し、財産として守り、活かしながら取組を進めるため、自然と文化の森協会により、園田地区を中心に生き物観察、農業体験や歴史探索などが行われています。

また、公開型意見交換の場としてプラットフォームが設けられており、偶数月は「園田の自然を楽しもう」、奇数月は「園田の歴史を知る」というテーマで開催されています。



稲刈り体験



藻川で魚取り

5 その他

1 尼崎緑化公園協会について

(本編 P29)

公益財団法人尼崎緑化公園協会(以下「緑化公園協会」といいます。)は、市とともに市民への緑化普及啓発を行う役割を担う一員として位置付けられた市の外郭団体です。

緑化公園協会は、行政の役割のうち、市民への緑化普及啓発、情報発信、地域活動の支援・調整、維持管理、他団体との調整等を担っているため、本計画を推進する上で必要不可欠な団体となっています。

緑化公園協会について

昭和27年に任意団体として尼崎商工会議所内で設立され、緑化普及啓発を中心とする緑化事業の取組を推進してきました。昭和53年には市からの出資を受けて財団法人化し、組織体制が確立されました。

その後、新たな公益法人制度の施行に伴い、平成24年に公益財団法人の認定を受け、以後、公益財団としての運営を続ける中で、令和3年4月には、市内の公園緑地等の維持管理を広範にわたり行っていた尼崎中高年事業(株)の解散に伴い、その緑化部門を事業統合し、市民への緑化普及啓発から樹木せん定等の維持管理まで緑化事業全般にわたる活動を展開している団体です。

緑化公園協会の基本理念と経営方針

1 基本理念

緑を通じた「ありたいまち」の実現を目指して、尼崎市民憲章の精神に基づき、市民が一体となって花と緑を育て、明るく豊かでうるおいのあるまちづくりを推進します。

2 経営方針

わたしたちは、みどりのまちづくり計画の推進と持続可能な社会の実現(SDGsの達成)に向けて、尼崎市と連携して「環境保全」、「健康増進」、「子育て支援」の3つの柱のもと、「市民主体の緑のまちづくり」をサポートしていきます。



緑化公園協会が担う事業概要



2

SDG'sとの関連



SDGs



尼崎市



「誰一人取り残さない
社会の実現に向けて」

Leave no one behind

		施策1-1 魅力的な 公園づくり	施策1-2 快適な 街路樹づくり	施策1-3 まち並みの 緑化推進	施策2-1 みどりを 守り育てる 活動支援	施策2-2 みどりの 魅力を感じる 情報発信	施策3 グリーンワラの 推進
1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ							
2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する					○		○
3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		○			○		
4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		○			○	○	○
5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント(能力強化)を図る		○					
6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する							○
7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する							○
8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する		○	○	○			○
9 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエント(強靱)なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーション(技術革新)の拡大を図る		○	○				○
10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する		○					
11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱(レジリエント)かつ持続可能にする							○
12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する					○		○
13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る		○	○	○			○
14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する				○			○
15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る		○	○	○			○
16 平和と公平をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する							
17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する							



第 2 章

市民意識調査

1 市民全体アンケート

1 調査概要

目的

みどりのまちづくり計画(緑の基本計画)の改定にあたり、市民の意向が十分反映された計画とするため、広義の意味でのみどり(公園緑地、緑化活動、水辺、農地等含む)について、市民が本市の現状のみどりに対して抱いている意識や今後のみどりのまちづくりに対する意向を把握する。

調査概要

- 調査対象者: 尼崎市在住の18歳以上の市民2,650人
(年代別、地区別に分け住民基本台帳より無作為抽出)
- 標本数: 2,650票
- 調査方法: 発送(クネコDM便による発送)、回収(郵送による回収及びWEB回答)
- 回収期間: 令和4年7月下旬～8月下旬、12月～令和5年1月
- 回収数: 774票 (アンケート票による回答540票、WEBによる回答234票)
- 回収率: 29.2%

基数について:注記が無い場合における基数(n値)は次の通りとする。

尼崎市 全体	年代別			地域別					
	10-30 代	40-50 代	60代 以上	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田
774	296	248	217	63	115	72	172	121	172

2 アンケート結果

回答者について

〈問25〉あなたの年代は？



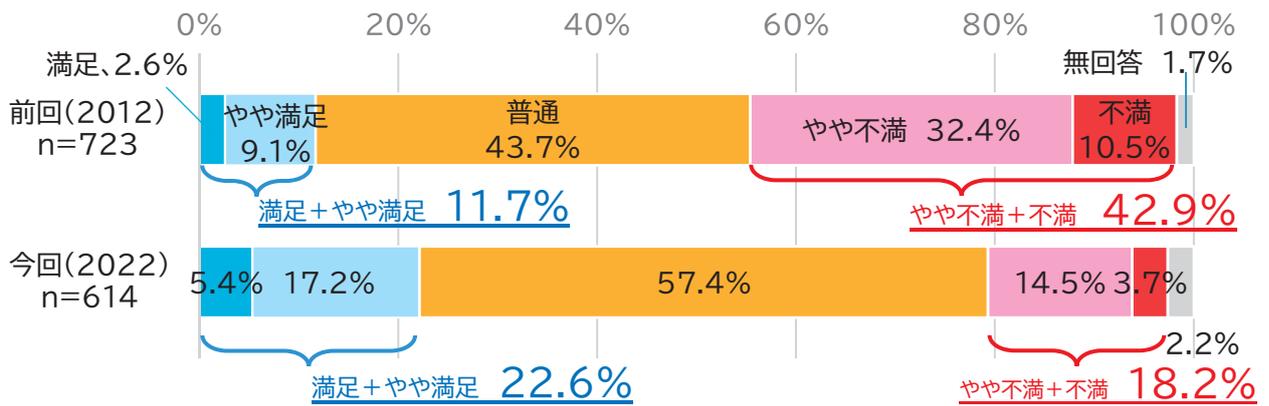
〈問26〉あなたのお住まいは？



問1	尼崎市の公園・緑地(河川敷の緑地も含む)はどのくらい利用していますか？
問2	どこの公園をよく利用しますか？また、遠くても利用する公園はありますか？
問3	問2でご記入いただいた公園について、【利用する理由】、【利用する目的】、【利用で困っていること】はどのようなことですか？以下のA、B、Cの選択肢から当てはまる項目の番号をそれぞれご記入ください。
問4	問1で「5利用しない」と答えた方にお聞きします。公園を利用しないのはどのような理由ですか？
問5	公園に関する取組で今後期待するものはどのようなことですか？
問6	尼崎市にある公園についてどう思いますか？
問7	公園はあらゆる人が利用できるように作られていますが、「幼児向け」、「高齢者向け」、「ボール遊びができる」など、それぞれの利用目的に合わせた特色のある公園づくりについてどう思いますか？
問8	地域にある公園の利用ルールを、地域住民で考えて運用していくことについてどう思いますか？
問9	地域で公園の利用ルールを考える場があれば参加したいと思いますか？
問10	公園・緑地の樹木について、良いと感じることは何ですか？
問11	公園・緑地の樹木について、悪いと感じることは何ですか？
問12	公園・緑地の樹木についてどう思いますか？
問13	街路樹について、良いと感じることは何ですか？
問14	街路樹について、悪いと感じることは何ですか？
問15	街路樹についてどう思いますか？
問16	老朽化した樹木や危険な樹木について、どうしたら良いと思いますか？
問17	日常生活で緑を感じる場所はどこですか？
問18	どのような緑を守る必要があると思いますか？
問19	緑に対して今後どのような機能を望みますか？
問20	尼崎市全体の緑について、どう思いますか？
問21	お住まいの地域(徒歩で活動できる範囲)の緑についてどう思いますか？
問22	あなたと緑との関わりについて、あなたが現在やっていること、または、今はやっていないがこれからやってみたいことがあれば、いずれかに○をつけてください。
問23	あなたが緑と関わる上で、市に特に支援してほしいことは何ですか。
問24	市や尼崎緑化公園協会が行っている緑化の講習会や展示会、緑の相談などの緑化普及や緑や花、公園に関する情報発信についてどう思いますか？
問25	あなたのお住まいは？
問26	あなたの年齢は？
問27	あなたの職業は？
問28	あなたと一緒に住んでいる人は？

尼崎市の緑の満足度

〈問20〉尼崎市全体の緑について、どう思いますか？(前計画の成果目標)

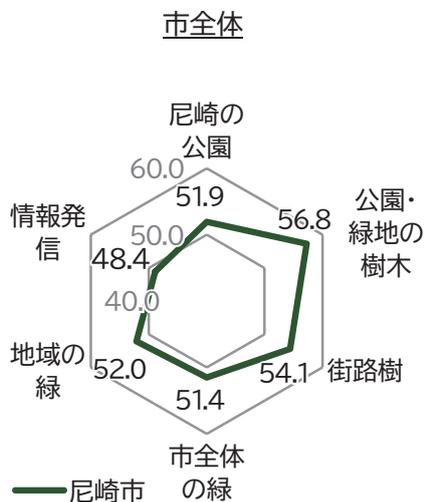


*有効回答者のうち、満足の回答者数を100pt、やや満足を75pt、普通を50pt、やや不満25pt、不満を0ptとして、加重平均した値

満足、やや満足の回答者が22.6%と前回調査11.7%から約2倍に増加した。また、不満、やや不満の回答者が18.2%と前回の42.9%と比較して半分以下となった。

緑の満足度6指標の評価

〈尼崎の公園 問6、公園・緑地の樹木 問12、街路樹 問15、市全体の緑 問21、地域の緑 問20、情報発信 問24〉



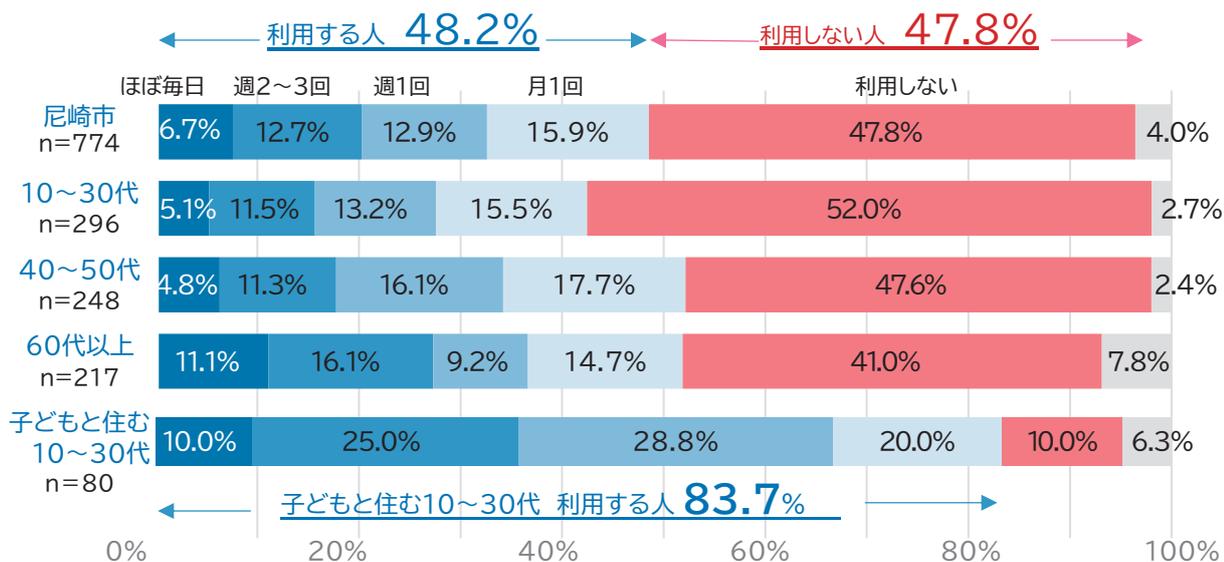
市全体と地域比較 *最高ポイントの地区を青字、最低ポイントの地区を赤字で表記

	尼崎の公園	公園・緑地の樹木	街路樹	市全体の緑	地域の緑	情報発信	平均
尼崎市	51.9	56.8	54.1	51.4	52.0	48.4	52.4
中央	48.0	52.0	49.6	45.6	45.2	44.5	47.5
小田	50.0	55.8	51.1	48.2	48.0	46.9	50.0
大庄	51.0	56.0	52.5	47.6	49.0	48.2	51.1
立花	51.6	54.7	54.3	50.9	50.1	49.5	51.8
武庫	57.0	61.7	57.4	55.4	57.6	48.5	56.4
園田	53.9	59.8	56.8	55.3	57.1	50.2	55.5

尼崎市全体では、公園緑地の樹木や街路樹等、樹木への評価が高く、情報発信に対する評価が低かった。地域別では、武庫、園田地区で満足度が高く、中央、小田地区で低かった。街路樹、市全体の緑、地域の緑は、10pt前後差がでるなど地域により評価が分かれた。

*尼崎市の公園(問6)、公園・緑地の樹木(問12)、街路樹(問15)、尼崎市全体の緑(問20)、お住まいの地域の緑(問21)、緑化普及や緑や花、公園に関する情報発信(問24)の設問について、有効回答者のうち、満足の回答者数を100pt、やや満足を75pt、普通を50pt、やや不満を25pt、不満を0ptとして、加重平均。

〈問1〉尼崎市の公園・緑地をどのくらい利用していますか。



尼崎市全体では、月に1回以上公園を利用する人(以下、利用する人)は48.2%、利用しない人が47.8%とほぼ半々だった。年代別にみると、40~50代と60代以上は、利用する人が50%を超え、60代以上は1割が毎日利用していた。10~30代は利用する人の割合が他世代より低い一方、子どもと一緒に住んでいる(問28)と答えた人では83.7%が公園を利用すると答えた。

〈問2〉よく利用する公園、遠くてもよく利用する公園はどこですか？ *回答者5人以上(両方の場合、青色表記)

よく利用する公園		遠くても利用する公園	
20人	西武庫公園(地区/武庫)	29人	西武庫公園(地区/武庫)
19人	上坂部西公園(地区/園田)	16人	大井戸公園(地区/立花)、元浜緑地(都市緑地/大庄)
17人	武庫川河川敷緑地(都市緑地/大庄、武庫)	10人	小田南公園(総合/小田)
17人	大井戸公園(地区/立花)	9人	上坂部西公園(地区/園田)
14人	猪名川公園(総合/園田)	8人	農業(都市公園以外)
12人	小田南公園(総合/小田)	7人	武庫川河川敷(都市緑地/大庄)
12人	近松公園(近隣/小田)	6人	尼崎の森中央緑地公園(都市緑地/大庄)
10人	潮江緑遊公園(近隣/小田)	5人	近松公園(近隣/小田)
7人	潮江公園(地区/小田)、森公園(街区/園田)		
6人	元浜緑地(都市緑地/大庄)、丸橋公園(街区/園田)		

よく利用する公園、遠くてもよく利用する公園とも1位は西武庫公園だった。

〈問3〉よく利用する公園の利用目的は何ですか。

	1位	2位	3位	4位	5位	6位
尼崎市	子や孫を遊ばせる 44.0%	休憩・リフレッシュ 33.2%	ウォーキング・ジョギング 31.1%	自然景色を楽しむ 25.2%	移動による立寄 16.1%	ペットの散歩 9.4%
10～30代	子や孫を遊ばせる 65.7%	休憩・リフレッシュ 24.6%	ウォーキング・ジョギング 20.1%	自然景色を楽しむ 14.2%	移動による立寄 11.9%	ペットの散歩 6.7%
40～50代	子や孫を遊ばせる 48.4%	休憩・リフレッシュ 27.4%	ウォーキング・ジョギング 27.4%	自然景色を楽しむ 21.0%	ペットの散歩 15.3%	移動による立寄 12.1%
60代以上	ウォーキング・ジョギング 49.5%	休憩・リフレッシュ 47.7%	自然景色を楽しむ 42.3%	移動による立寄 26.1%	清掃や花づくり 9.0%	地域の交流・イベント 8.1%

市全体では1位が子や孫を遊ばせる、2位が休憩・リフレッシュ、3位がウォーキング・ジョギングだった。10～30代は市全体と同じ順位だが、子や孫を遊ばせるが市全体より高く、2位以下は、どれも市全体より5～10%低かった。40～50代では、5位のペットの散歩が市全体の評価の2倍だった。60代以上は、ウォーキング・ジョギングが1位、自然景色を楽しむが3位、移動による立寄りが4位など、清掃花づくりが5位、地域の交流イベントが6位等、他世代と評価項目の異なりが大きかった。

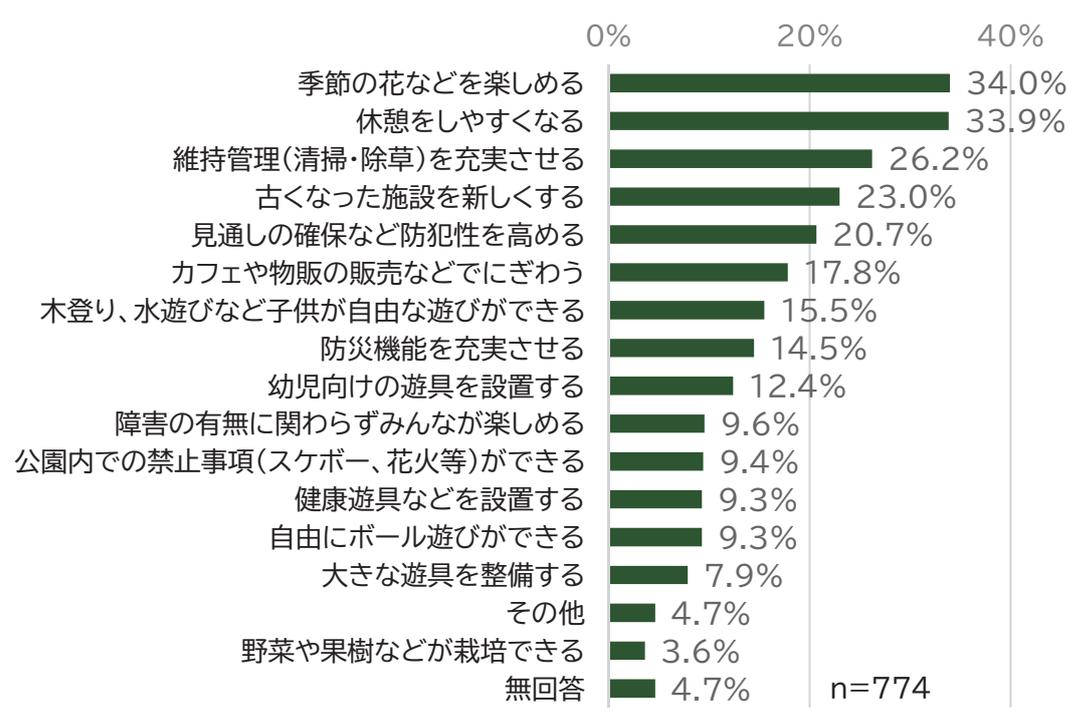
〈問4〉公園を利用しないのはどのような理由ですか？

	自身の理由によるもの			公園の理由によるもの				その他
	特にやりたいことが無い	公園に行く時間が無い	子どもが大きくなった	魅力ある公園がない	利用したい施設がない	防犯上の不安がある	近くに公園がない	
全体【n=370】	41.4%	19.2%	17.8%	10.8%	6.2%	1.9%	8.9%	9.7%
10～30代【n=154】	55.2%	24.0%	0.6%	11.7%	8.4%	2.6%	7.8%	9.7%
40～50代【n=118】	32.2%	20.3%	32.2%	10.2%	4.2%	1.7%	10.2%	5.1%
60代以上【n=89】	30.3%	9.0%	29.2%	10.1%	4.5%	1.1%	10.1%	15.7%

※回答割合が高い地区の数字は赤字

- ・市全体と比べ、自身の理由によるものでは、10～30代では、「特にやりたいことが無い」（市：41.4%）が10%以上、「公園に行く時間が無い」が5%程度高かった。
- ・「子どもが大きくなった」（市：17.8%）は40～50代、60代以上では市全体より10%以上高かった。
- ・60代以上はその他が15.7%と多く、その他の自由記述では高齢・体調を理由にあげている人が14.6%（13人）だった。

〈問5〉公園に関する取組で今後期待するものはどのようなことですか。



〈問7〉利用目的に合わせた特色のある公園づくりについてどう思いますか？

利用目的に合わせた特色ある公園づくりについては、良い(どちらかというとも良い含む)が88.0%だった。



〈問8〉地域にある公園の利用ルールを、地域住民で考えて運用していくことについてどう思いますか？

〈問9〉地域で公園の利用ルールを考える場があれば参加したいと思いませんか？

問8
地域にある公園の利用ルールを地域住民で考え運用すること



問9
利用ルールを考える場への参加意欲



地域にある公園の利用ルールを地域住民で考え、運用することに対しては、良いまたはどちらかというとも良いは81.7%だった。利用ルールを考える場へ参加したいと回答した人は31.0%だった。

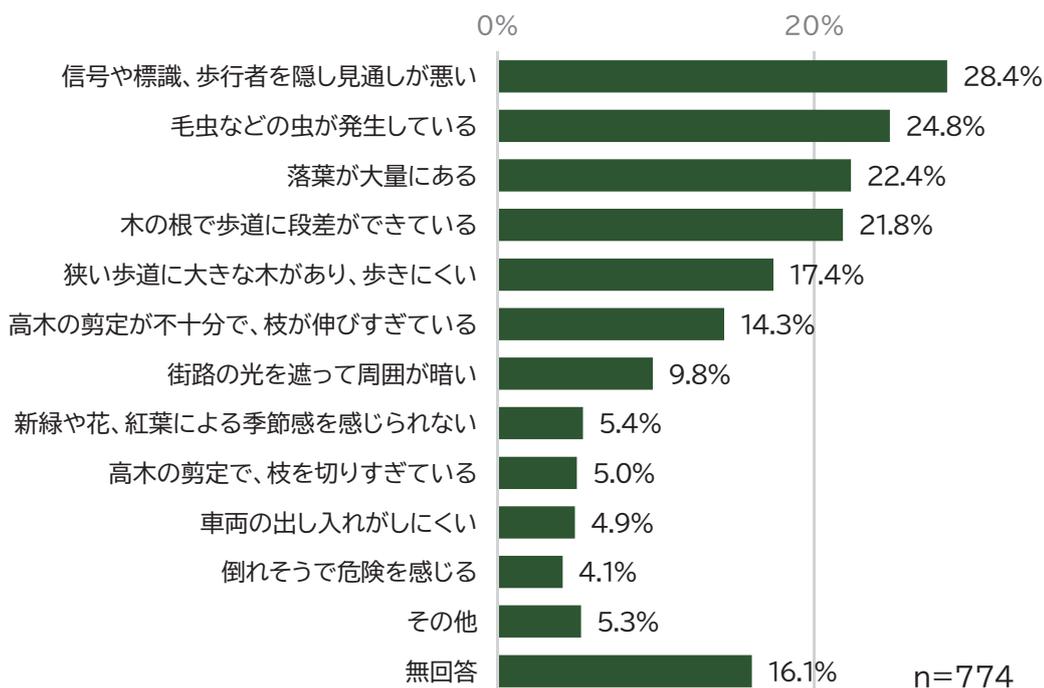
〈問10〉公園・緑地の樹木について、良いと感じることは何ですか？

〈問13〉街路樹について、良いと感じることは何ですか？

	1位	2位	3位	4位	5位
公園樹	季節を感じる 66.0%	夏木陰が涼しい 46.4%	景観が美しい 39.8%	生物の生息空間 26.6%	都市環境改善 24.8%
街路樹	夏木陰が涼しい 45.4%	季節を感じる 42.1%	景観が美しい 42.0%	自動車と分離 29.2%	都市環境改善 21.9%

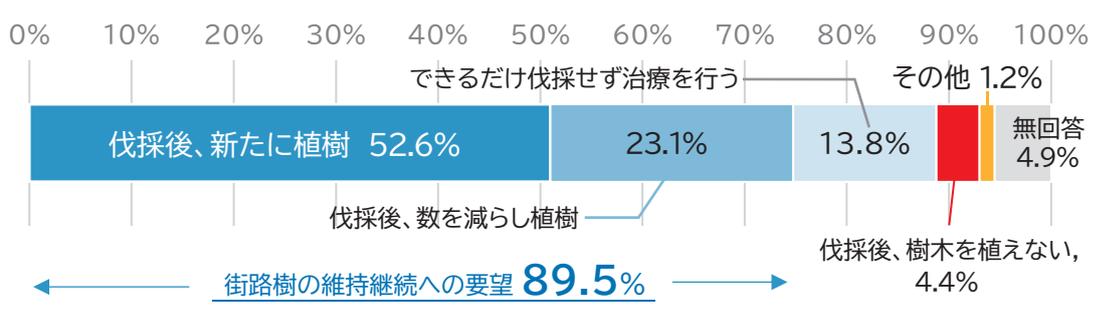
公園樹木の良いと感じること1位は季節を感じるで66.0%だった。街路樹は夏の木陰が涼しいで46.4%だった。公園樹、街路樹共に上位3位の項目は同じだった。都市環境改善に対しても公園・樹木で24.8%、街路樹で21.9%だった。

〈問14〉街路樹について、悪いと感じることは何ですか？



1位は信号等を隠し見通しが悪いで28.4%、2位は虫が発生しているで24.8%、3位は落葉が大量にあるで22.4%、4位は木の根で歩道に段差ができるで21.8%だった。

〈問5〉公園に関する取組で今後期待するものはどのようなことですか。



伐採後、新たに植樹するが52.6%と最も高かった。樹木の維持継続を望む回答で集約すると、約9割が維持継続を要望している。

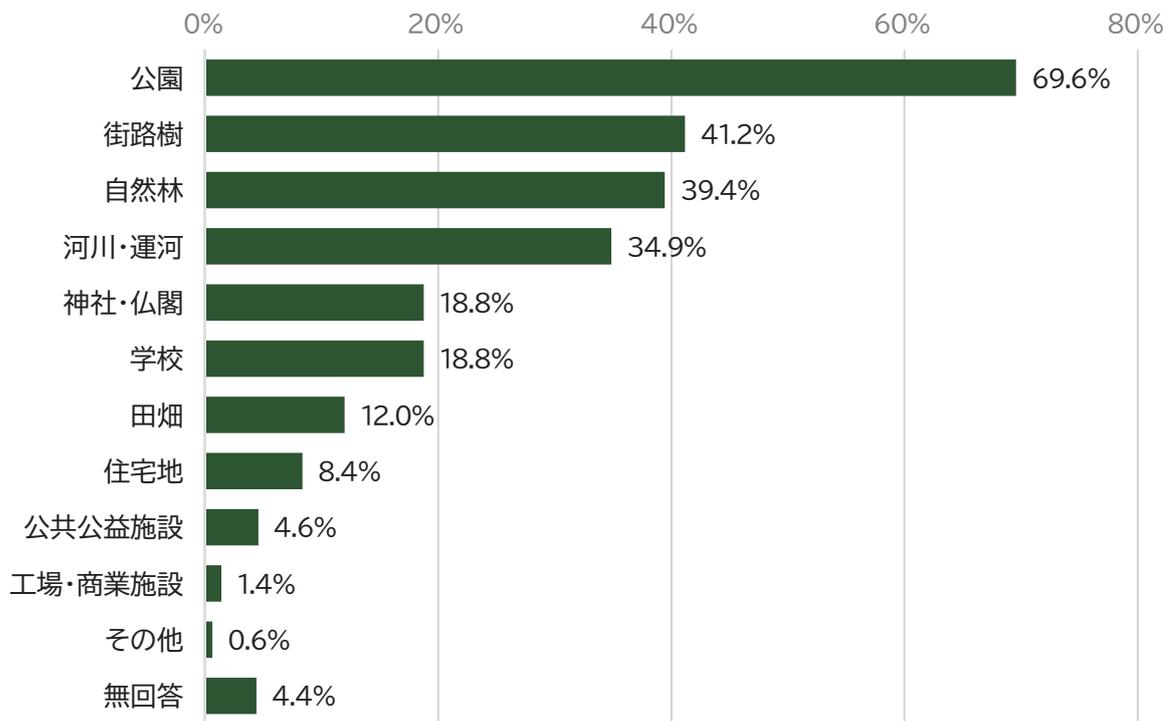
尼崎市の緑について

〈問17〉日常生活で緑を感じる場所はどこですか？

	全体 【n=634】	中央 【n=50】	小田 【n=98】	大庄 【n=56】	立花 【n=139】	武庫 【n=104】	園田 【n=138】
公園	70.7% ①	72.0% ①	65.3% ①	73.2% ①	75.5% ①	77.9% ①	67.4% ①
街路樹	43.2% ②	56.0% ②	42.9% ②	28.6% ③	45.3% ②	44.2% ②	37.0% ③
河川・運河	35.8% ③	34.0% ③	26.5% ④	48.2% ②	29.5% ④	38.5% ③	43.5% ②
神社・仏閣	28.4% ④	26.0% ④	33.7% ③	19.6% ④	37.4% ③	19.2% ⑤	26.8% ⑤
自然林	16.6% ⑤	10.0% ⑤	14.3% ⑥	5.4% ⑦	12.9% ⑤	8.7% ⑦	29.7% ④
田畑	14.2% ⑥	8.0% ⑥	10.2% ⑦	10.9% ⑤	12.2% ⑥	24.0% ④	17.4% ⑥
学校	10.3% ⑦	8.0% ⑥	16.3% ⑤	10.7% ⑥	12.2% ⑥	5.8% ⑧	9.4% ⑦
住宅地	6.6% ⑧	4.0% ⑨	3.1% ⑧	1.8% ⑨	6.5% ⑧	10.6% ⑥	8.0% ⑧
公共公益施設	2.1% ⑨	6.0% ⑧	2.0% ⑩	1.8% ⑨	2.9% ⑨	1.0% ⑨	1.4% ⑨
工場・商業施設	0.8% ⑩	0.0% ⑩	2.0% ⑩	3.6% ⑧	0.0% ⑪	0.0% ⑪	0.7% ⑩
その他	1.1% ⑩	0.0% ⑩	4.1% ⑨	0.0% ⑪	0.7% ⑩	1.0% ⑨	0.0% ⑪
無回答	5.0%	6.0%	7.1%	7.3%	4.3%	3.0%	3.6%

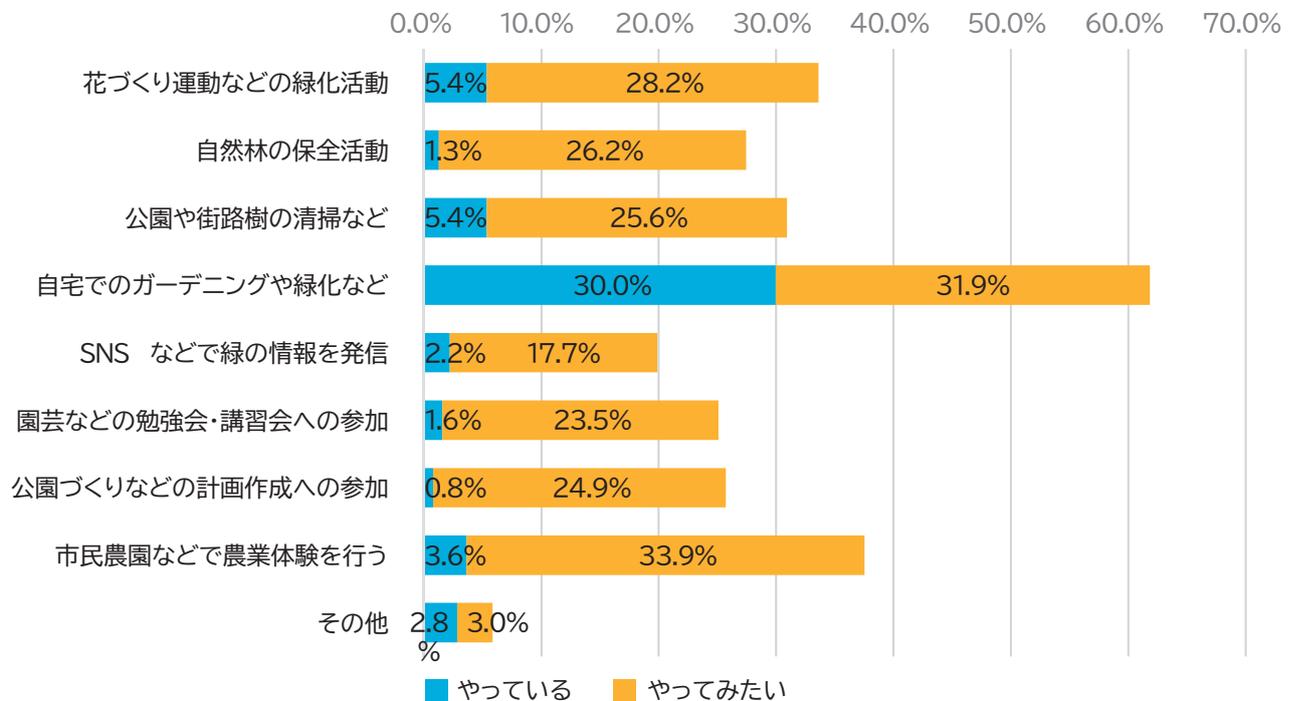
※市全体と比べ5%以上高い場合は青色、5%以上低い場合は赤色で表記。
 ※全体のn値には地区の無回答者49人を含む。

〈問18〉どのような緑を守る必要があると思いますか？



市民と緑とのかかわり、やってみたいこと

〈問22〉あなたと緑との関わりで現在やっていること、または今後やってみたいことは何ですか？



やっていること1位は自宅での緑化活動で30.0%だった。やってみたいも併せると6割以上だった。やってみたい1位は農業体験で33.9%だが、やっている人は3.6%だった。花づくりや自然林の保全、公園清掃等の公的な場での緑化・美化活動はそれぞれやってみたいが25%以上いたが、やっているは1割未満だった。情報発信はやっているが2.2%、やってみたいが17.7%だった。

都市公園の利用状況と要望〈問1～9〉

- 🌱 公園を利用する人、利用しない人が半数(50～48%)ずつで、利用しない理由は、やりたいことが無いが1位4割だった。特に10～30代ではやりたいことが無いが6割であった。
- 🌱 60代以上では、利用目的はウォーキング、休憩、自然景色を楽しむが4割を超え、市全体より高かった。要望は休憩をしやすいとするや季節の花を楽しむことが高かった。
- 🌱 10代～30代では、子どもがいる人の8割が公園を利用していた。利用目的は子を遊ばせるが6割で1位だった。要望は、古い施設の更新やカフェなどの賑わいが3割と上位だった。特徴として、子どもの遊びに関する項目として、水遊び等子どもの自由遊びが2割と高かった。
- 🌱 地域の公園の利用ルールを地域住民で考えて運用することについては、良いが8割を超えた。

公園樹・街路樹について〈問10～16〉

- 🌱 樹木の機能については、季節感、夏の木陰、景観の美しさへの評価が高く、街路樹の良くないところとしては、見通しが悪いが3割と高かった。
- 🌱 老朽化した街路樹を伐採後どうするかに対し、9割近くが維持継続を望んでいた。

緑を感じる場所〈問17〉

- 🌱 1位が都市公園7割、2位が街路樹4割と、公共の緑地施設への評価が高かった。
- 🌱 地域別では大庄、園田地区では運河・河川、園田地区では自然林が高い等、地域が有する自然に対する緑への評価が高かった。

尼崎市の緑の満足度〈問20〉

- 🌱 市の全体の緑の満足度は51.4ポイントと前回調査の40ポイントより大幅に上昇した。
- 🌱 街路樹や公園・緑地の樹木など樹木に対する満足度が、56.8ポイントと高かった。
- 🌱 情報発信についても満足度は他と比べると高くなかった。

市民と緑の関りについて〈問22〉

- 🌱 現在、やっていることの1位が自宅の緑化で、やってみたいことの1位が農業体験であった。

以上

2 ファミリー世帯向けアンケート

1 調査概要

目的

緑の基本計画の改定にあたり、ファミリー世帯が公園に対して抱いている意識や今後期待すること等に関する意向を把握し、公園を利用する小学生以下の子どもたちの声を反映するため、0歳から13歳の子ども及び保護者に対しアンケート調査を実施する。

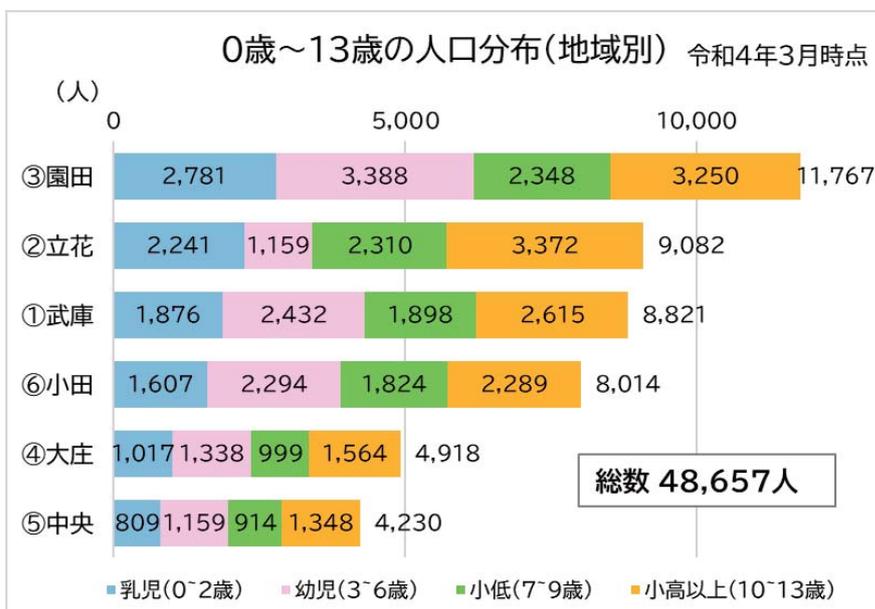
調査概要

- 調査対象者： 尼崎市在住の0歳から13歳の子どもを持つ家庭600世帯
年代別、地区別に分け住民基本台帳より無作為抽出
- 標本数： 600票
- 調査方法： 発送(加付DM便による発送)
回収(郵送による回収及びQRコードを利用したWEB回答)
- 回収期間： 令和4年12月中旬～令和5年1月上旬 ※12月下旬に督促状を送付
- 回収数： 256票 内、アンケート票による回答203票、WEBによる回答53票
- 回収率： 42.6%

基数について：注記が無い場合における基数(n値)は次の通りとする。

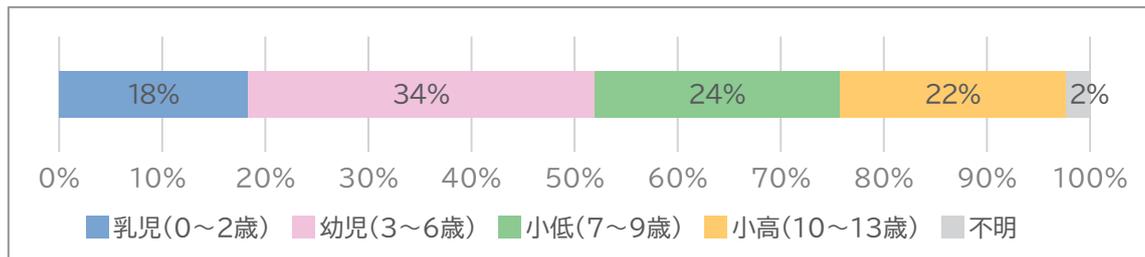
尼崎市 全体	年代別				地域別					
	乳児 0~2 歳	幼児 3~6 歳	小低 7~9 歳	小高 10~13 歳	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田
256	47	86	61	56	16	41	22	68	39	60

【参考】尼崎市の地区と子どもの人口分布

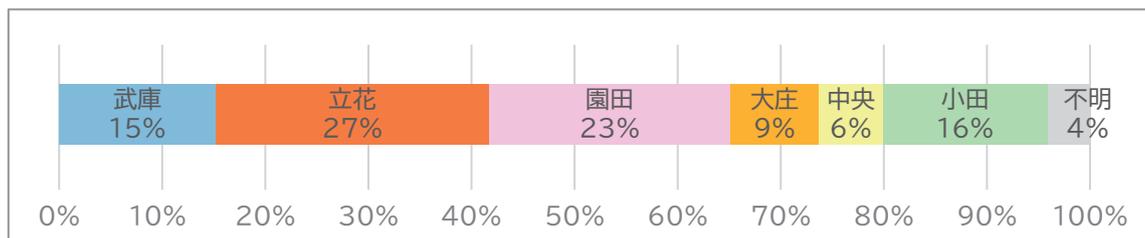


回答者について

■年代別



■地域別



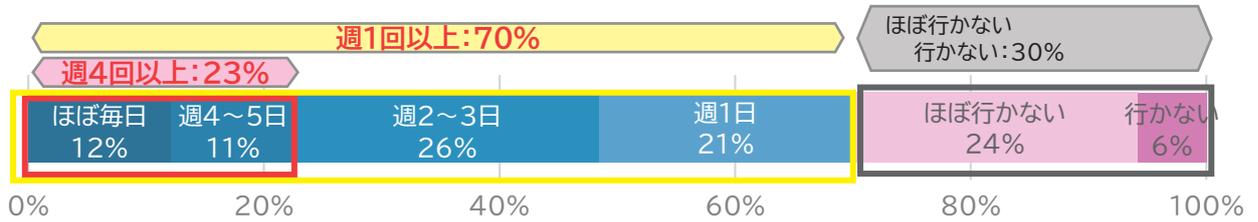
調査内容

問1	公園で1週間にどのくらい遊びますか？
問2	よく利用する公園はどこですか？
問3	家から公園まで歩いて何分ぐらいかかりますか？
問4	公園にはだれと行くことが多いですか？
問5	公園には何をしに行きますか？
問6	公園へ行ったとき、どの遊具で遊ぶことが好きですか？
問7	公園へ行ったとき、困っていることはどんなことですか？
問8	質問1で「6遊ばない」と答えた方にお聞きします。公園で遊ばないのはなぜですか？
問9	こんな公園があったらいいな、こんな公園・遊具がほしい！というものがあれば、ぜひ教えてください。
問10	お子さまと保護者の方の年齢を教えてください。
問11	あなたのお住まいを教えてください。
問12	子どもが公園で過ごすことで、どのような点が大事だと思いますか？(保護者向けの質問)
問13	お子さま・保護者の方が、公園に関する取組で、今後期待するものはどのようなことですか？(保護者向けの質問)

■公園の利用頻度

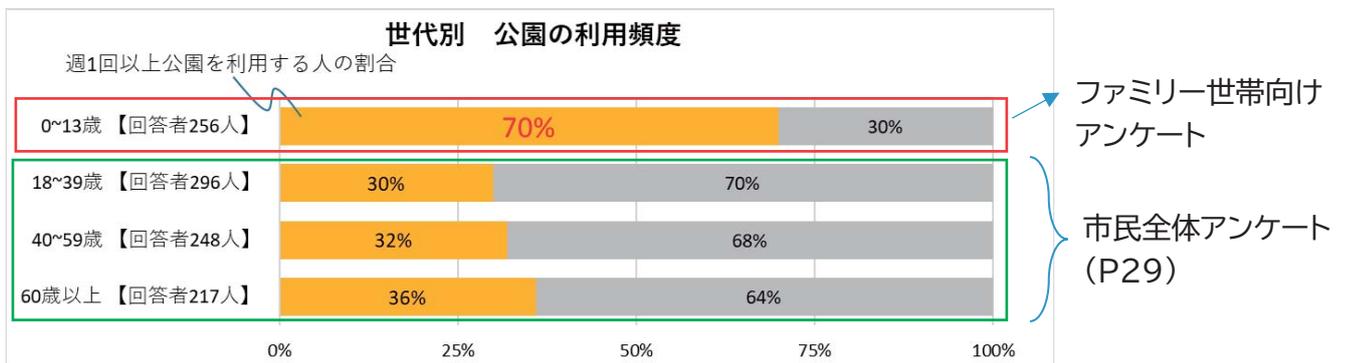
〈問1〉公園で1週間にどのくらい遊びますか？

* 基数は次の通り。総数n=256、ほぼ毎日n=55、週4~5日n=66、週2~3日n=27、週1日n=62、ほぼ行かないn=31、行かないn=15



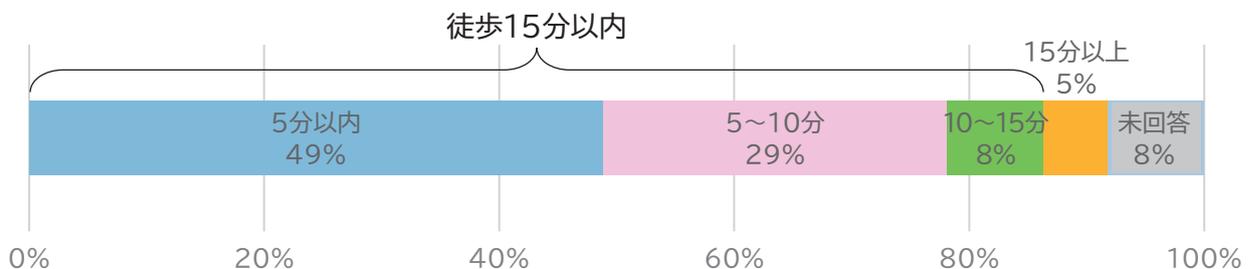
週1回以上、公園を利用する子どもの割合は上記グラフのとおり70%であった。他の世代の利用頻度についても、第3回分科会で報告した18歳以上を対象にしたアンケート調査（以下「大人向けアンケート」という。）で調査しており、利用頻度を世代別に比較すると以下のとおりとなる。

以下のグラフのとおり、18歳以上の世代が公園を利用する頻度が30~36%であったことから、子どもは大人の2倍以上の頻度で公園を利用しているといえる。



■公園までの所要時間および誰と行くか

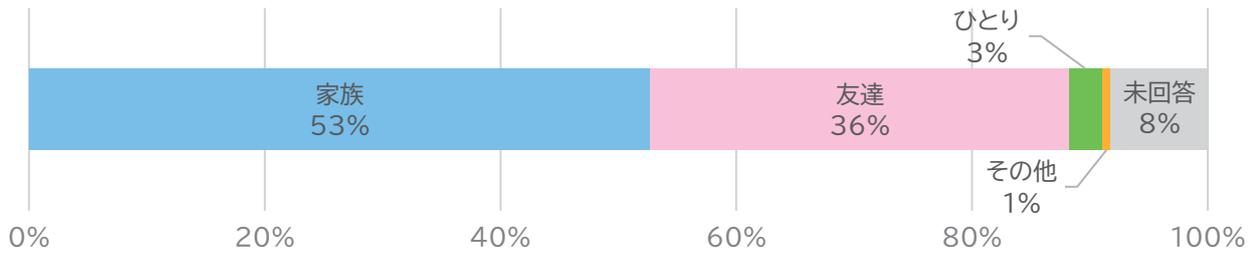
〈問3〉家から公園まで歩いて何分ぐらいかかりますか。



公園に行くまで家から徒歩15分以内が86%を占め、その中で徒歩5分以内が49%と半数近くであった。

徒歩15分以内ということは家から公園までの距離が約1km以内である。一方で、家から15分以上かけて公園に行くという回答も5%を占めた。

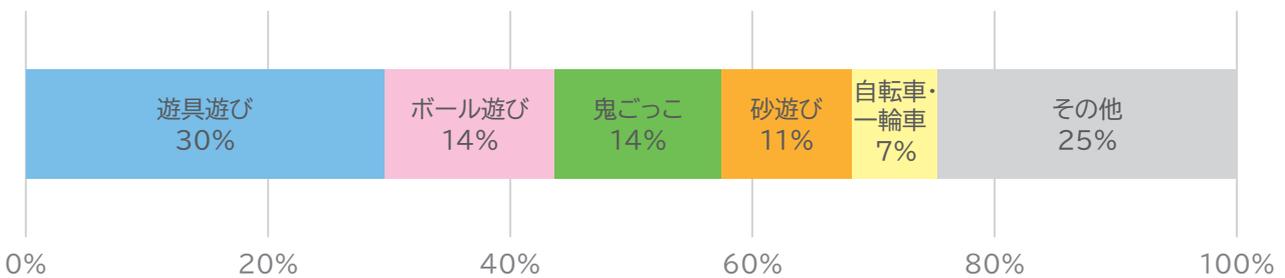
〈問4〉公園にはだれと行くことが多いですか。



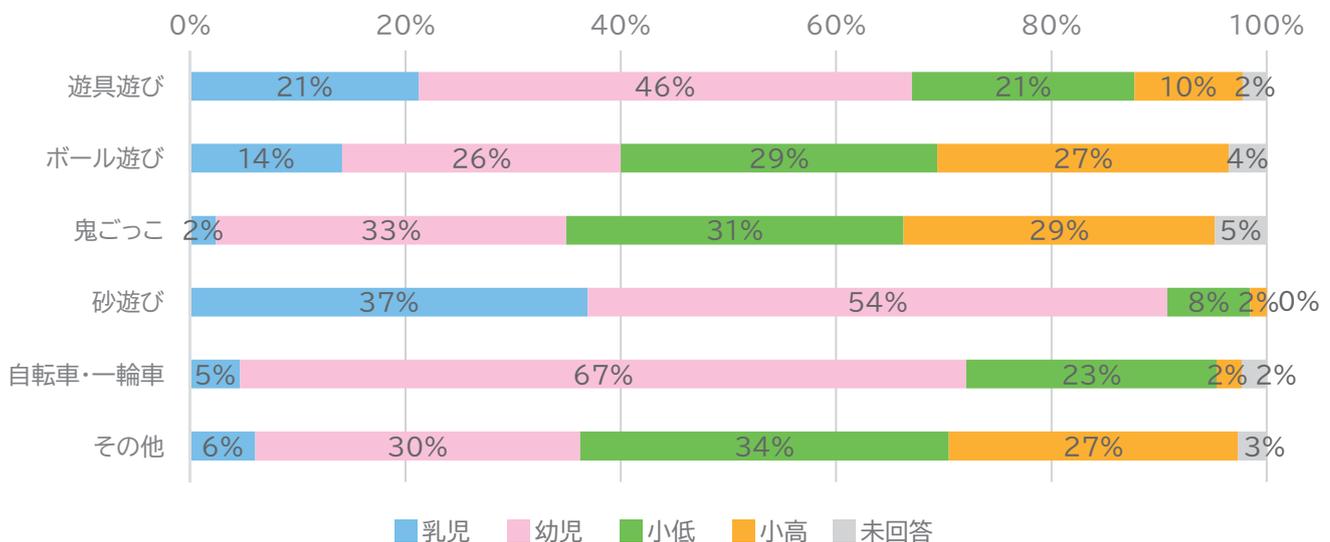
公園と一緒に行く人として最も多かったのが家族で53%、次いで友達の36%と上位2つで89%を占めた。
 一方で、一人で公園に行くという回答も3%あり、また、その他の答えた中では「幼稚園の先生と一緒に行く」との記述もあった。

■公園の利用目的

〈問5〉公園には何をしに行きますか。

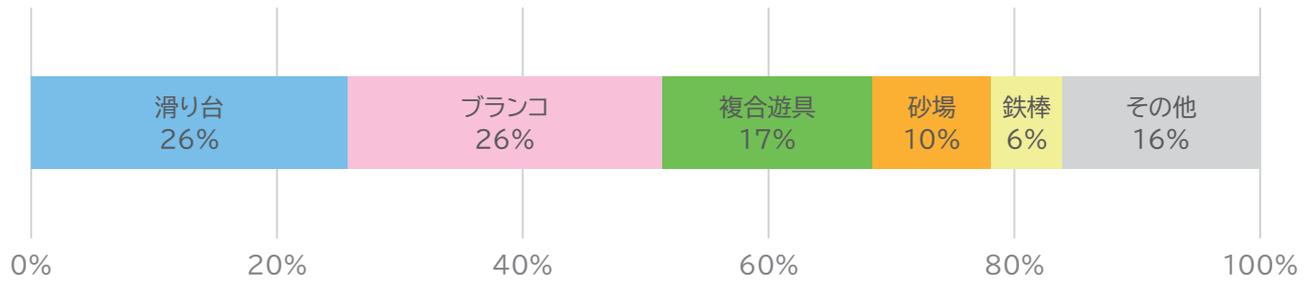


公園の利用目的として最も多かったのは、遊具あそびで30%となり、全体の3割という結果となった。次点でボール遊び、鬼ごっこが各14%となり、その次に砂場あそびが11%、自転車・一輪車であそぶが7%と続いた。

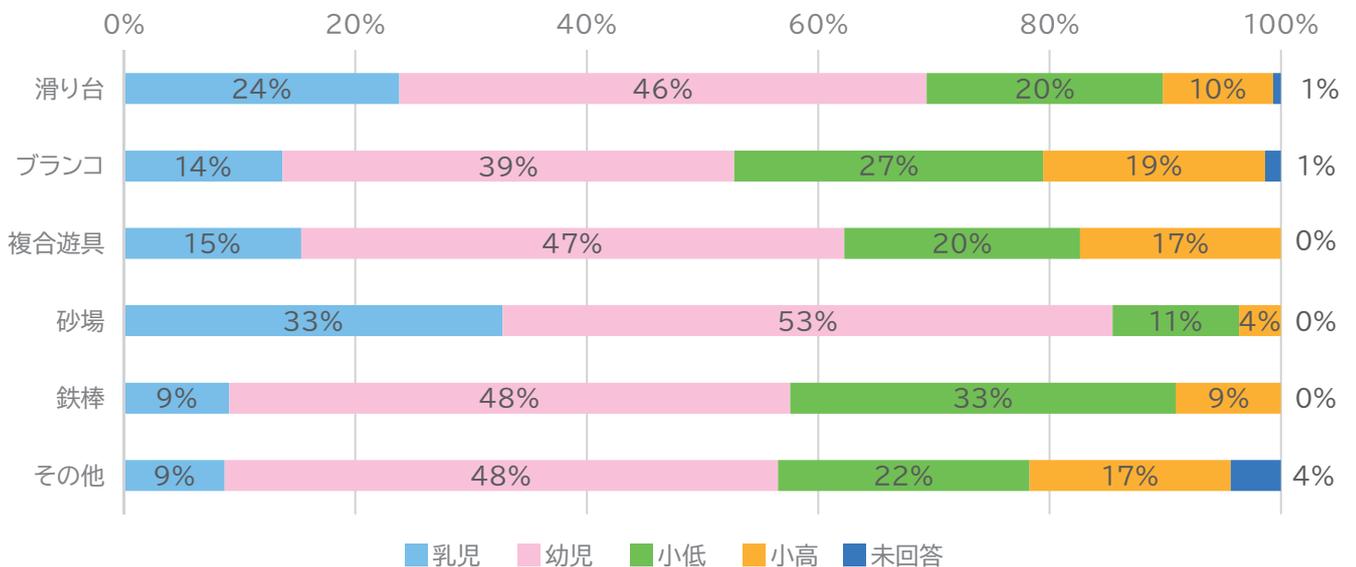


■公園の利用頻度

〈問1〉公園で1週間にどのくらい遊びますか？



公園で遊ぶ遊具については、すべり台及びブランコが最も多く、各26%であった。次いで、複合遊具が17%、砂場が10%、鉄棒が6%となった。



年齢別の遊具の利用状況の割合を見たとき、上位5つの遊具に関しては、どの遊具も幼児の利用が最も多かった。

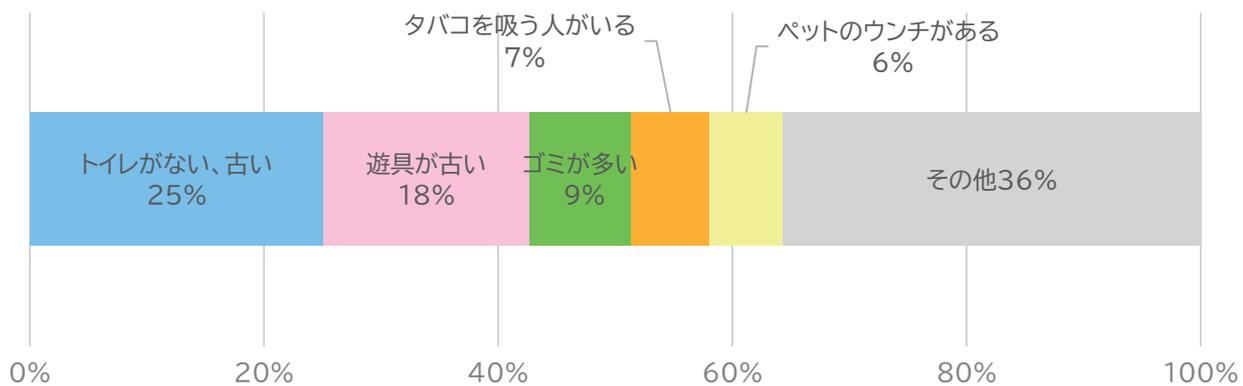
「砂場」では、幼児に次に乳児の利用が多く33%であり、幼児乳児で86%を占めた。

「滑り台」についても幼児の次に乳児の利用が多く24%であり、幼児乳児で70%を占めた。

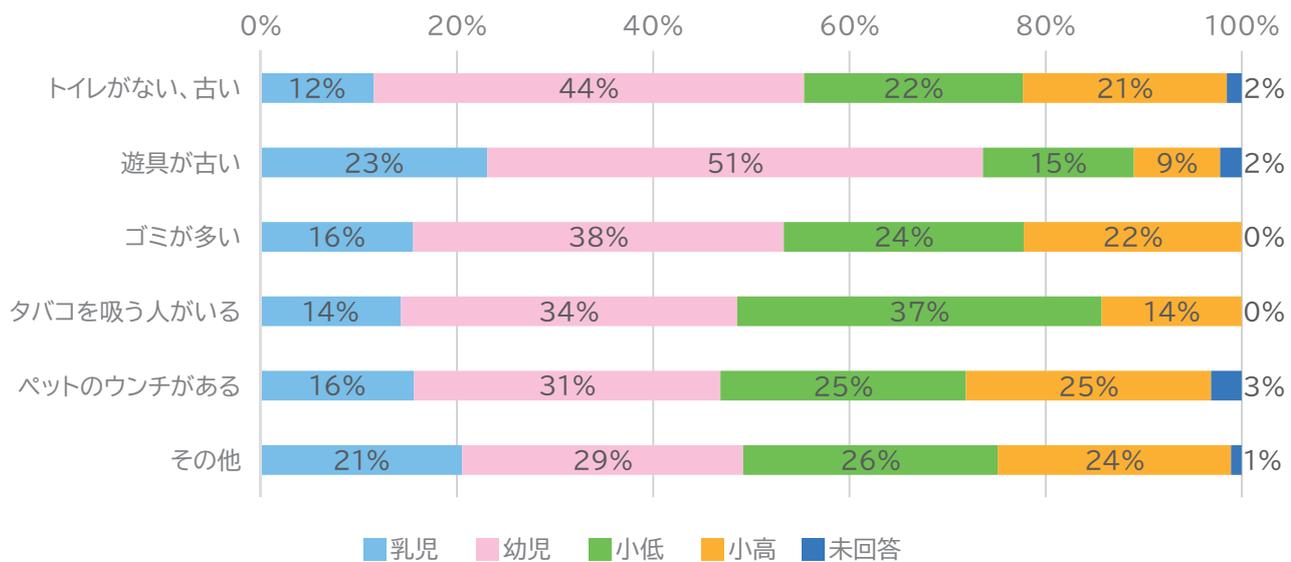
一方で、「ブランコ」、「複合遊具」、「鉄棒」では、幼児の次に小学校低学年の利用が多く、それぞれ27%、20%、33%であった。

■公園で困ったこと

〈問7〉公園へ行ったとき、困っていることはどんなことですか。



公園を利用した困ったことで、最も多かったのは「トイレがない、古い」で25%と全体の1/4を占めた。次に多かったのは「遊具が古い」で18%、「ゴミが多い」で9%と続いた。トイレ、ゴミ、ペットのうんちなど衛生面についての回答が多かった。



項目ごとで見ると、上位5項目については「タバコを吸う人がいる」以外では幼児が最も多く、特に「遊具が古い」については51%と過半数を占めた。また、「トイレがない、古い」についても幼児が44%を占めた。一方、「タバコを吸う人がいる」では小学校低学年が最も多く、37%であった。

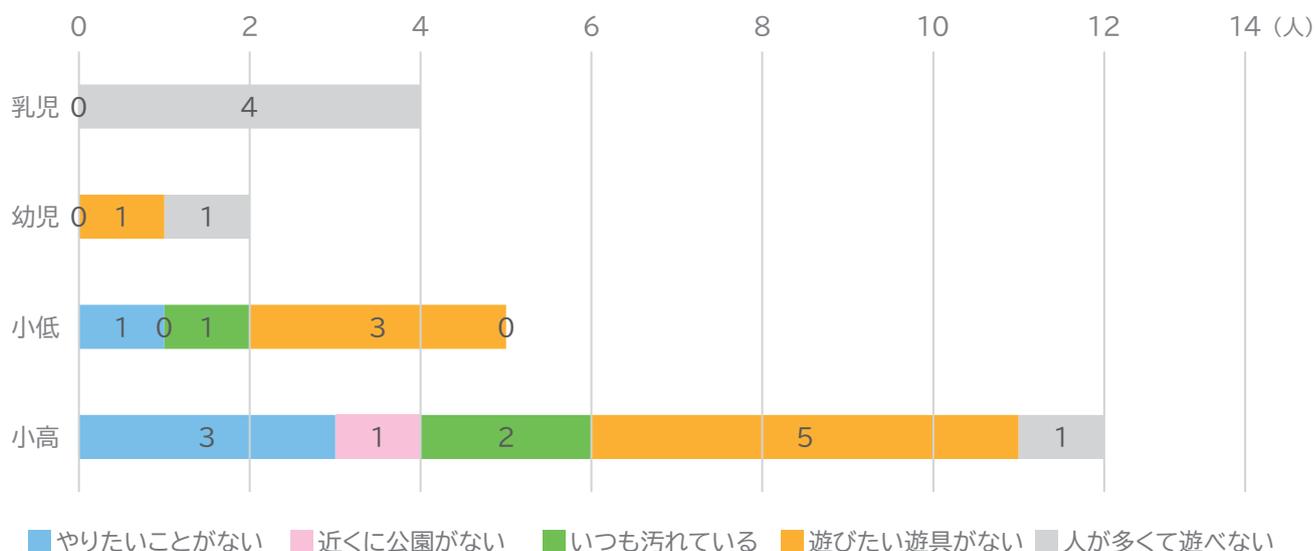
【考 察】

公園に関する困り事として、公園施設(トイレ、遊具等)に関することが上位を占め、次に利用マナー(ゴミ、たばこ等)に関する意見が多い。

このことから、子育て世帯は、公園施設の衛生面・安全面や利用時マナーの遵守による快適性等を求めている。

■公園を利用しない理由

〈問8〉質問1で「6 遊ばない」と答えた方にお聞きします。公園で遊ばないのはなぜですか。



公園で遊ばないと答えたのは23人であった。

公園を利用しない理由について、乳児では4人でありすべて「人が多くて遊べない」であった。

幼児では2人であり、「遊びたい遊具がない」と「人が多くて遊べない」が1票ずつであった。

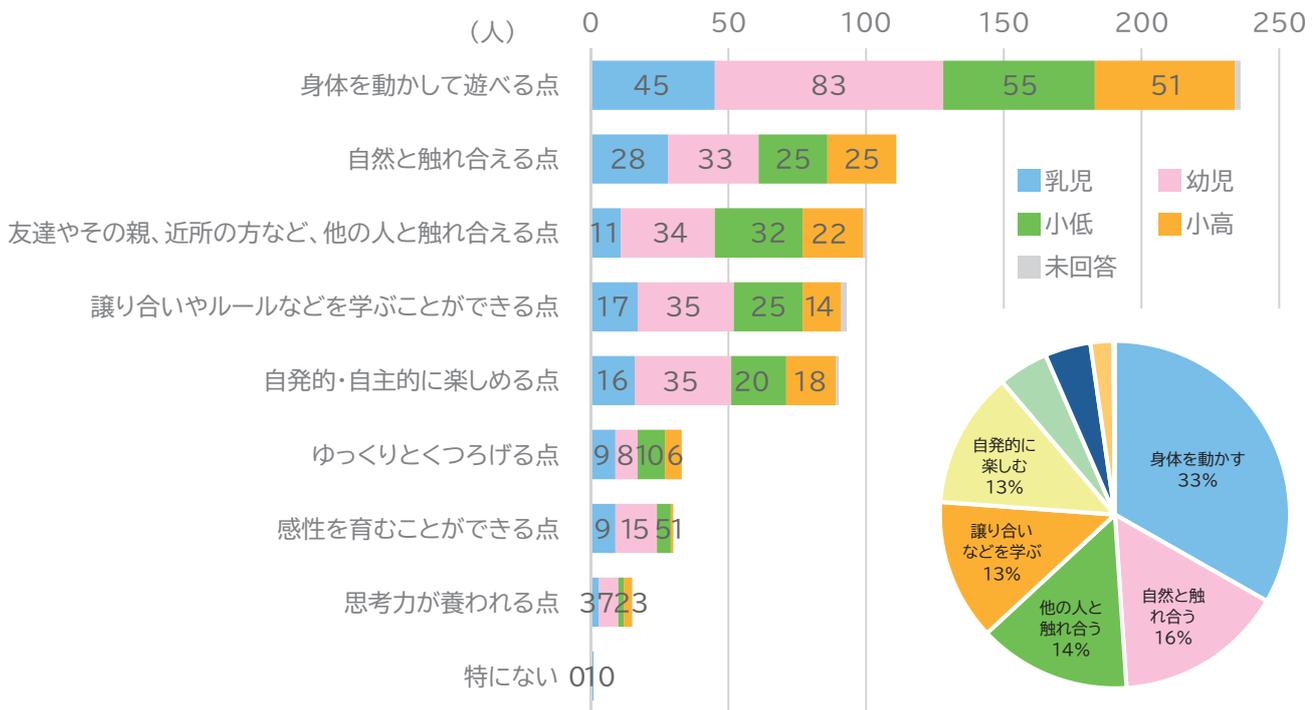
小学校低学年では「遊びたい遊具がない」が3人、「やりたいことがない」と「いつも汚れている」が1人ずつであった。

小学校高学年では「遊びたい遊具がない」が5人、「やりたいことがない」が3人、「いつも汚れている」が2人、「近くに公園がない」と「人が多くて遊べない」が各1人であった。

乳児では、「人が多くて遊べない」から小学生では「遊びたい遊具がない」と利用しない理由が年長になるにつれて変化していることがわかった。

■子どもに対する公園の役割(保護者向け)

問12)子どもが公園で過ごすことで、どのような点が大事だと思いますか？



子どもが公園にいるとき大事な点として最も多かったのが、「身体を動かす」で33%であった。次に「自然と触れ合う」が16%、「他の人と触れ合う」が14%となり、上位3項目で2/3ほどを占めた。

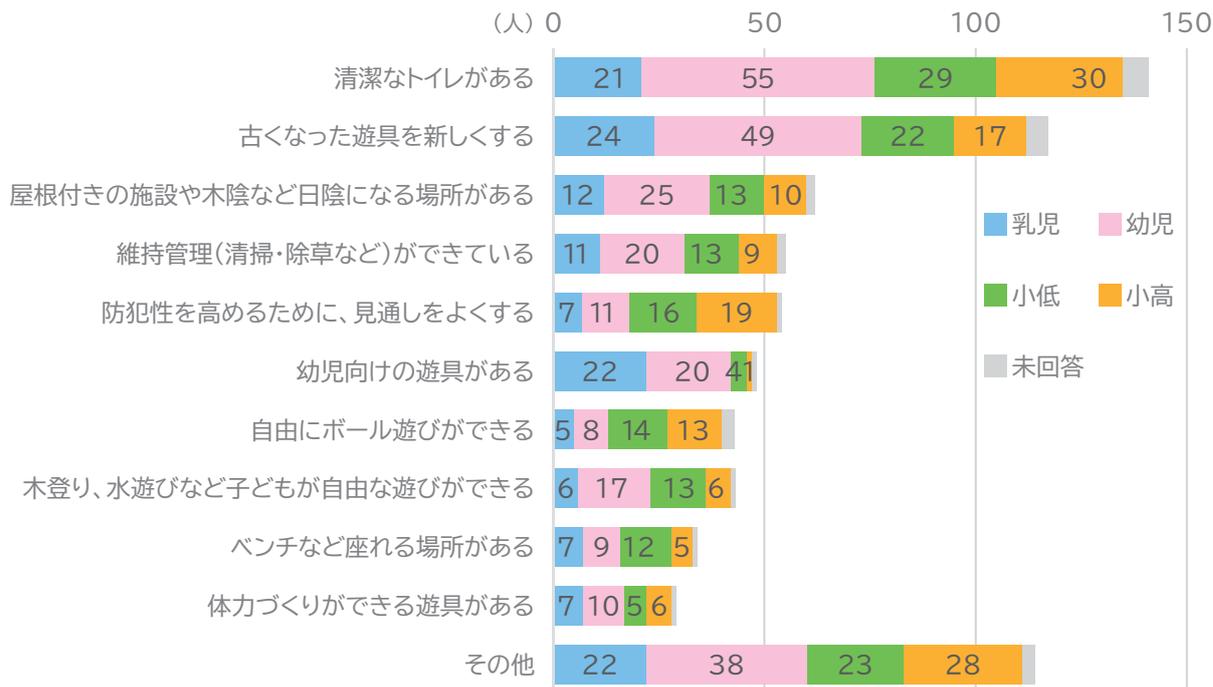
項目ごとで子どもの年齢層を確認すると、「身体を動かす」では幼児が最も多かった。「自然と触れ合える」と答えたのも幼児が最も多いが、他の世代でも同じ割合の回答があった。

【考 察】

保護者が考える公園の役割として、「身体を動かす」や「自然と触れ合う」等を求めていることを定量的に把握した。計画の取組のうち、公園の機能分担に関して地域住民と連携して公園づくりを検討する際や、環境学習等の普及啓発活動の際に、重要視するポイントとして検討していく必要がある。

■公園に今後期待するもの(保護者向け)

〈問13〉お父さま・保護者の方が、公園に関する取組で、今後期待するものはどのようなことですか。



「清潔なトイレがある」が最も多く19%を占めた。次点で「古くなった遊具を更新する」で16%となり、この2項目で1/3を占めた。次いで、「屋根付きの施設や木陰など日陰になる場所がある」(8%)、「維持管理(清掃・除草など)ができています」(7%)、「防犯性を高めるため、見通しをよくする」(7%)、「幼児向けの遊具がある」(7%)と続いた。

年代別で見ると、「清潔なトイレがある」「古くなった遊具を新しくする」と答えた中で最も多かったのは幼児であった。一方で、「幼児向けの遊具がある」では乳児の回答が最も多かった。

問7「公園で困ったこと」の「トイレがない、古い(1位、25%)」と本問の「清潔なトイレがある(1位、19%)」、問7の「遊具が古い(2位、18%)」と本問の「遊具を新しくする(2位、16%)」、問7の「ゴミが多い(3位、9%)」と本問の「維持管理(清掃、除草など)ができています(4位、8%)」に関連性が見られ、子どもと保護者で市に求めるものが同じ傾向であることが分かった。

・公園の利用頻度〈問1〉

- 週1回以上公園を利用している子どもが70%おり、別途実施した大人向けアンケートにおける同様の回答(32%)の2倍以上であることが分かった。また、〈問3〉より86%が徒歩15分圏内(約1km以内)の公園を利用していることがわかった。これらを公園の機能分担の取組へ生かし、子どもたちの声を施策へ反映していく必要がある。

・公園の利用目的〈問5〉

- 乳児幼児では砂遊び、自転車・一輪車、遊具遊びの割合が多いが、小学校低学年高学年ではボール遊び、鬼ごっこの割合が多く、子どもの遊びの変化が見られた。取組みテーマ①「公園利活用の促進」の中に反映させていく必要がある。

・公園で困ったこと〈問7〉、公園に今後期待するもの〈問13〉

- 「清潔なトイレに」「遊具をあたらしく」「ゴミの清掃」など上位の回答が共通していた。これらから、ファミリー世帯の転入促進のために公園に求められるものとして「衛生面」「安全面」の観点が必要であることが示唆され、今後のみどりのまちづくりに関する重要な要素となるため、取組に反映させていく必要がある。

・子どもに対する公園の役割〈問12〉

- 「身体を動かす」、「自然と触れ合う」、「他の人と触れ合う」、「ルールを学ぶ」、「自発的・自主的に楽しむ」が上位を占めた。特に、身体を動かす役割を公園に多く求めており、都市における子どもの健康・体力づくりに公園が寄与しているといえる。

〈総括〉

- 今回の子ども用アンケートによって、子どもが公園を利用する頻度は大人が公園を利用する頻度の約2倍であり、子どもが市民の中で最も公園を利用する世代であることがわかった。
- このことから、今後、最も公園を使っている子どもたちの声が直接反映されるような取組が重要となる。
- また、将来、みどりの担い手となる子どもたちがみどりについて学び、体験できる機会を多く創出し、尼崎のみどりに愛着を持つ子どもが増えるように長期的に取り組んでいく必要がある。

以上

3 市民説明会

尼崎市みどりのまちづくり計画の市民への周知や同計画の率直な意見を直接聞くため、市内6地区の生涯学習プラザで開催される市民とのプラットフォーム会議やサマーセミナーなどに参加しました。

また、阪神尼崎駅前の中央公園など4か所で、尼崎市みどりのまちづくり計画の概要を説明したパネルを展示し、駅前を通行する人たちに直接説明しながら率直な意見を聞くオープンハウス形式の説明会を実施しました。



大庄地区の座談会
「ことはじめかいぎ」での様子



園田地区の座談会
「そのだではなすのだ」での様子



サマーセミナーでの様子



中央公園での
オープンハウス形式の説明会の様子



ユース交流センターでの
オープンハウス形式の説明会の様子



第 3 章

用語集

行	用語	説明	本編ページ数
あ	アプリ	アプリケーションソフトウェアの略称で、特定の用途や目的のために設計されたソフトウェアのことです。	P21,34
	尼崎市の環境をまもる条例	地域社会の構成員として、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、英知を結集して良好な環境をまもり、築きあげ、これを将来の世代に継承していくため制定された条例です。	P25
	尼崎市気候非常事態行動宣言	尼崎市を含め日本各地で地球温暖化が一因とされる異常気象による被害が発生しています。そして、地球温暖化による影響・被害は、私たちの生活だけでなく自然環境にも及んでおり、すべての生き物の生存基盤を脅かす危機だといえます。尼崎市では「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会を実現するため、日々の行動を変えていく。」と宣言しました。	P45
	尼崎市住環境整備条例	尼崎市の住環境の整備について必要な事項を定めることにより、良好な住環境の形成を図り、秩序ある都市環境の実現に寄与することを目的として制定された条例です。	P25
い	インクルーシブ	「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念のことです。	P16
え	AI(人工知能)	言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のことです。	P21
	SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)	インターネット上の交流を通じて社会的ネットワーク(ソーシャルネットワーク)を構築するサービスのことです。 代表的なSNSとして、instagram、X(旧Twitter)、Facebook、TikTokなどがあります。	P33
か	外来種	国外や国内の他地域から人為的(意図的または非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種のことです。外来種のうち、導入先の生態系などに著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じえなかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっています。	P43
き	希少種、重要種	一般的に生息数が少なかったり、生息・生育環境が限られていたり、簡単に見ることが出来ない種のことです。	P44
く	グリーンインフラ	本編P36下段参照	P25,36
こ	公園施設(遊具)長寿命化計画	現在、都市公園内に設置されている施設(遊具)に対して、計画的な修繕を行うことにより、施設の寿命を延命化させ、一定水準以上の機能を確保しつつ、維持管理コストの縮減を図っていくものです。 遊具の現在の老朽化状況などの把握に関する調査を行い、老朽化状況、経過年数等を踏まえた10年間の整備計画を作成したものが長寿命化計画です。(令和9年度までの計画)	P20
	公園のリノベーション	既存の公園の改修や増設をすることで、従来の公園の機能を向上させ、公園利用者の利便性や快適性を向上させることです。	P18
	港湾緑地	港湾区域に設置され、水際の景観整備や港で働く人や港湾利用者の休憩といった目的のほか、大規模災害発生時の避難スペース・緊急物資の一時保管などの役割を持った緑地のことです。	P49
	子ども広場	子どもの心身の健やかな成長と福祉の増進を図るために、都市公園の遊戯機能を補完するものとして設置された広場のことです。特に昭和40年代から50年代に、高速道路の高架下や民有地などを借地して設置されました。	P20
	コミュニティ農園	大人から子供まで、障害のあるなしを問わず、いつでもどんな時でも利用できたり、参加出来たりする地域の憩いの場として活用されている農園のことです。	P32
し	生涯学習プラザ	自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築を進める上で、生涯学習の推進を図るとともに学びをきっかけとして、地域における課題解決等の活動を促進することができるよう、公民館と地区会館を改変し、新たに誕生した学びと活動を支える施設のことです。 平成31年4月1日より尼崎市立生涯学習プラザとして運営を開始しました。 市内6地区に12箇所設置されています。	P29
せ	生産緑地	三大都市圏の農地のうち、計画的に保全する農地として、都市計画として定めた農地のことで、農地の機能を生かし、公害や災害の防止に役立てるとともに、豊かな都市環境を形成しようとするものです。	P41
	生態系	川、海、土、草原など、あるまとまりをもった自然環境と、そこに生息するすべての生物で構成される空間のことです。	P43
	生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのことです。地球上の生物は40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、名前が付けられている野生生物だけでも180万種ともいわれる多様な生物が生まれました。これらの生物は一つひとつに個性があり、全て直接的、間接的に支えあって生きています。私たちの暮らしを支える豊かな自然の恵みは、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つの多様性によってもたらされています。	P6,7,8,36,42,43

行	用語	説明	本編ページ数
	絶滅危惧種	絶滅のおそれのある野生生物種のことで。	P44
そ	総合治水	河川の氾濫などの水害を未然に防ぎ、被害を最小限にとどめるため、河川や下水をスムーズに流す対策に加え、水を貯める施設や、雨水が染み込む施設を置くなど、雨水を一時的に蓄える対策のほか、浸水に関する情報提供や浸水被害の軽減のための体制整備など、事前に備える総合的な対策のことで。	P39,41
ち	地球温暖化	温室効果ガスの大気中濃度が高くなることにより、地球表面の大気や海洋の平均気温が上昇する現象のことで。	P7
て	DX	民間企業や公共施設がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することです。	P21
と	特定生産緑地	平成29年5月の生産緑地法改正に伴い特定生産緑地制度が創設されました。生産緑地の所有者の意向をもとに、市町村が当該生産緑地を特定生産緑地として指定できます。指定されると、買取申し出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から10年延期されます。10年経過後は、改めて所有者の同意を得ると、繰り返し10年の延長ができます。	P41
	特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。	P42
	都市計画区域	人口など一定の要件を満たし、一体の都市として総合的に整備や開発、保全をする必要があるとして指定された区域のことで。本市は市域全域が都市計画区域になっています。	資料編P16
	都市計画公園・緑地	都市の発展を計画的に誘導し、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を行うことを目的として、都市計画区域内において、都市計画法第11条の都市施設として都市計画決定された公園や緑地のことで。	資料編P16
	都市公園	国や地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地のうち、都市公園法に基づき管理されているもののことで。設置目的や規模等に応じて、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園などの種別に区分されます。	P16,18,42
	都市緑化植物園	都市緑化意識の向上、植栽知識の普及等を図るために、植栽樹種の選択、植栽方法などに関する指導、緑化植物の展示・資料の提供、都市緑化に関する広報活動等を行うことを目的として設置された公園のことで。本市の都市緑化植物園である上坂部西公園の園内には、花壇、温室、水の流れや芝生広場が設けられており、「緑の相談所」では、園芸相談や花や緑に関する講習会や展示会を行っています。	P29,30,44
	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の都市基盤を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業のことで。事業地区内の土地所有者等からその所有土地等の面積や位置などに応じて、少しずつ土地を提供(減歩)してもらい、これを道路・公園などの公共施設の用地にあて、整備することにより残りの土地(宅地)の利用価値を高め、健全な市街地をつくります。	資料編P13
は	Park-PFI	本編P18下段参照	P18,52
ひ	ヒートアイランド現象	都市の気温が郊外よりも高くなる現象のことで。	P7,22,37
ふ	プラットフォーム	市民と行政が一緒にまちづくりを進めるにあたって、誰もが気軽に参加できる話し合いの場のことで。	資料編P22,23
	フラワーガーデニングコンテスト	尼崎市内に在住または在勤の個人及び団体が、市内の一般市民に公開された場所(道路沿いや公園等)に造っている花壇で、道行く人が楽しむことのできるものを表彰しています。家庭緑化部門、コミュニティ緑化部門、学校緑化部門の3部門があります。	P29
ほ	防災協力農地	甚大な災害発生時に、緊急的な逃げ場所や、安否確認やけが人などの応急処置としての空間、災害復旧用資材置場、仮設住宅など、市内農地を災害発生時の多目的な用地として活用するため、農地所有者が登録した農地のことで。「災害に強いまちづくり」を図るとともに、農地の重要性について広く住民の関心と理解を深め、農地の保全と都市農業の振興に繋げていきます。	P38
	保全配慮地区	都市緑地法第4条第2項第3号ハの規定に基づき定められた、緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区のことで。	P42
ま	まちかどチャームング賞	うるおいのある美しいまちなみの実現を目指し、美しいまちの景観を「つくる」、「まもる」、「そだてる」をキャッチフレーズに、本市の景観に貢献している建物や活動を表彰し、発信する事業のことで。	P26
み	未供用	都市計画公園・緑地として都市計画決定されたもののうち、都市公園として供用されていない状態のことで。	P49

行	用語	説明	本編ページ数
ゆ	誘致距離、誘致圏	その公園を利用する人の範囲を表す距離のことです。誘致距離の範囲内に覆われた区域を誘致圏といい、公園の配置計画においては、誘致圏によって対象となる区域がほぼ覆われるように配慮します。	P16,17
り	緑化協定	尼崎市住環境整備条例に基づき、市内で開発を行う場合は、条件により一定規模以上の緑地の整備が必要です。その際、整備された緑地について、市と事業者の間で締結された協定を緑化協定とといいます。	P25,26
	緑化重点地区	都市緑地法第4条第2項第3号ホの規定に基づき定められた、緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区のことです。	P42
れ	レッドデータブック	日本の絶滅のおそれのある野生生物種をまとめたリストをレッドリストと呼びます。レッドデータブックとは、レッドリストに記載された種について生息状況等を取りまとめ編纂した書物です。なお、レッドリスト及びレッドデータブックは、絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めていくために広く活用されることを目的に作成された基礎的資料であり、法的規制など強制力を持つものではありません。	P44
わ	ワークショップ	テーマに基づき、参加者が話し合い等を通じて相互の意見を取り入れながら、全体としての考えをまとめる手法のことです。	P19



第4章

策定体制と経過

1 改定の経緯

今回の「尼崎市みどりのまちづくり計画」の改定にあたって、「尼崎市市民意見聴取プロセス」に基づき、素案の作成段階から様々な形で市民意見を聴取しながら、市民・産業界・学識経験者で構成される「尼崎市都市計画審議会公園緑地分科会」にて審議を重ねるとともに、庁内の関係課長で構成される「庁内検討会」での協議を重ね、素案を策定しました。その後、素案を公表し、市民意見公募手続(パブリックコメント)を経て、「尼崎市都市計画審議会公園緑地分科会」の答申を受け改定しました。

実施日	改定の経緯			
	分科会	庁内検討会	市民意見聴取	内容
令和4年3月23日	○			第1回 尼崎市都市計画審議会 公園緑地分科会
令和4年7月4日	○			第2回 尼崎市都市計画審議会 公園緑地分科会
令和4年7月下旬～ 令和4年8月下旬			○	市民全体アンケート
令和4年8月30日	○			第1回 尼崎市都市計画審議会 公園緑地分科会 専門部会
令和4年9月13日		○		第1回 尼崎市みどりの基本計画庁内検討会作業部会グループ③
令和4年9月15日		○		第1回 尼崎市みどりの基本計画庁内検討会作業部会グループ①②
令和4年10月7日	○			第2回 尼崎市都市計画審議会 公園緑地分科会 専門部会
令和4年11月7日	○			第3回 尼崎市都市計画審議会 公園緑地分科会
令和4年12月12日		○		第2回 尼崎市みどりの基本計画庁内検討会作業部会グループ①
令和4年12月15日		○		第2回 尼崎市みどりの基本計画庁内検討会作業部会グループ②③
令和4年12月中旬～ 令和5年1月上旬			○	ファミリー世帯向けアンケート
令和5年2月7日	○			第3回 尼崎市都市計画審議会 公園緑地分科会 専門部会
令和5年5月15日	○			第4回 尼崎市都市計画審議会 公園緑地分科会
令和5年6月14日			○	みんなの尼崎大学 あまがさきひと咲きプラザ
令和5年6月17日			○	ことはじめかいぎ 大庄北生涯学習プラザ
令和5年6月24日			○	オープンハウス式パネル展 JR尼崎駅前キューズモール
令和5年6月25日			○	オープンハウス式パネル展 阪神尼崎駅前中央公園
令和5年6月27日	○			第4回 尼崎市都市計画審議会 公園緑地分科会 専門部会
令和5年6月28日			○	オープンハウス式パネル展 ユース交流センター
令和5年7月1日			○	おだらぶ土曜座談会 小田南生涯学習プラザ
令和5年7月2日			○	オープンハウス式パネル展 阪急塚口駅前スカイコム
令和5年7月10日			○	中央おしゃべりデー 中央北生涯学習プラザ
令和5年7月11日			○	立花かいわい会 立花南生涯学習プラザ
令和5年7月13日			○	そのだではなすのだ 園田東生涯学習プラザ
令和5年7月18日	○			第5回 尼崎市都市計画審議会 公園緑地分科会
令和5年7月20日			○	MUKOキャンパスみんなのホームルーム 武庫西生涯学習プラザ
令和5年8月6日			○	みんなのサマーセミナー 市立尼崎高校
令和5年9月18日	○			第6回 尼崎市都市計画審議会 公園緑地分科会
令和5年10月25日～ 令和5年11月14日			○	素案の公表、市民意見公募手続(パブリックコメント)
令和5年12月11日	○			(新任期) 第1回 尼崎市都市計画審議会 公園緑地分科会 専門部会
令和6年1月15日	○			(新任期) 第1回 尼崎市都市計画審議会 公園緑地分科会

2 尼崎市都市計画審議会公園緑地分科会

1 委員名簿

		氏名	役職名等
会長	専門副部 会長	フジモト マリ 藤本 真里	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授
副会長	専門部 会長	アカザワ ヒロキ 赤澤 宏樹	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授
		アラ モミ ヨシヒサ 新粉 喜久	あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会 幹事
	専門部 会員	ウエダ モエコ 上田 萌子	大阪公立大学大学院 農学研究科 緑地環境科学専攻 准教授
		キタヤマ コウジ 北山 耕司	日本製鉄(株) 関西製鉄所 総務部 尼崎総務室長
		シミズ ケニコ 清水 邦子	尼崎花のまち委員会 副会長
	専門部 会員	シンボ ナオミ 新保 奈穂美	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 講師 (兼 淡路景観園芸学校 景観園芸専門員)
		スズキ クミコ 鈴木 久美子	尼崎市防災会議 委員、NPO法人子どものみらい尼崎 理事
		ナカオカ サダオ 中岡 禎雄	NPO 人と自然とまちづくりと 理事長
	専門部 会員	ナガオカ マサミ 長岡 雅美	武庫川女子大学 健康・スポーツ学科 教授
		ニシムラ マサヒロ 西村 昌浩	兵庫六甲農業協同組合 尼崎地区担当理事
		ホンダ ヨシノリ 本多 由憲	公益財団法人 尼崎緑化公園協会 課長

(分科会長以下五十音順:敬称略)



第1回尼崎市都市計画審議会公園緑地分科会の様子

尼公計第198号

令和4年7月4日

尼崎市都市計画審議会公園緑地分科会

会長 藤本 真里 様

尼崎市長

稲村 和美



尼崎市緑の基本計画の改定について（諮問）

尼崎市は、緑のまちづくりの目標及び方針として、「尼崎市緑の基本計画」を平成26年に改定し、この計画に基づき緑化の保全や推進に関する事業に取り組んできました。

現行の計画は、令和5年度までを計画期間としておりますが、この間、人口減少や新型コロナウイルス感染症等の社会潮流の変化によって、公園・緑地に対する意識やニーズが変化しています。

また、上位計画である「第6次尼崎市総合計画」が令和4年度に策定されるほか、「尼崎市都市計画マスタープラン」及び「尼崎市立地適正化計画」並びに「尼崎市環境基本計画」が令和5年度に改訂される予定であり、これらの計画と整合を図りながら、今後の本市の緑のまちづくりの方向性を定める必要があります。

こうしたことから、本市の緑を取り巻く課題に対応するとともに、緑を活用したまちづくりの推進に寄与することをめざして、計画を改定することとしました。

そこで、本市の緑の基本計画の改定にあたって、幅広い分野のご意見を貴分科会から伺いたく、計画の改定について諮問いたします。

以 上

〔公園計画・21世紀の森担当〕



諮問の様子

令和6年2月9日

尼崎市 長
松本 眞 様

尼崎市都市計画審議会公園緑地分科会
会長 藤 本 眞 里

尼崎市緑の基本計画（新名称：尼崎市みどりのまちづくり計画）の改定について（答申）

令和4年7月4日付け尼公計第198号で諮問のありました「尼崎市緑の基本計画の改定」について、本分科会において慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申します。

以 上



答申の様子

3 条例

尼崎市都市計画審議会条例

昭和 44 年 10 月 6 日

条例第 42 号

改正 昭和 52 年 8 月 2 日条例第 38 号

平成 12 年 6 月 21 日条例第 37 号

平成 12 年 10 月 4 日条例第 42 号

令和 2 年 12 月 25 日条例第 50 号

令和 4 年 12 月 28 日条例第 43 号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(平 12 条例 37・一部改正、令 2 条例 50・全改)

(設置)

第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、審議会を置く。

(1) 市が策定する都市計画に関する基本的な方針の策定に関する事項その他当該都市計画に関する重要な事項

(2) 市の住宅政策に関する基本的な方針の策定に関する事項その他当該住宅政策に関する重要な事項

(3) 本市の区域内における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針の策定に関する事項その他当該緑地の保全及び緑化の推進に関する重要な事項

(4) 尼崎市住環境整備条例(昭和 59 年尼崎市条例第 44 号)第 15 条の 8 第 4 項及び第 5 項(これらの規定を同条例第 45 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。.)及び第 17 条第 2 項(同条例第 18 条第 3 項及び第 33 条第 3 項において準用する場合を含む。.)並びに尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例(平成 18 年尼崎市条例第 62 号)第 4 条第 4 項、第 11 条第 4 項及び第 5 項並びに第 13 条の規定によりその権限に属させられた事項その他本市の区域内における住環境の整備等に関する重要な事項

(5) 尼崎市都市美形成条例(昭和 59 年尼崎市条例第 41 号)第 6 条第 2 項(同条例第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 6 条の 2 第 1 項(同条第 3 項並びに同条例第 7 条第 2 項及び第 4 項並びに第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 4 項及び第 5 項、第 6 条の 3(同条例第 21 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 17 条並びに第 17 条の 2 第 2 項並びに尼崎市屋外広告物条例(平成 20 年尼崎市条例第 47 号)第 9 条第 2 項(同条例第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 15 条第 2 項(同条例第 16 条第 4 項において準用する場合を含む。.)及び第 31 条第 4 項(同条第 6 項において準用する場合及び同条例第 32 条第 5 項において読み替えて準用する場合を含む。.)の規定によりその権限に属させられた事項その他本市の区域内における都市美の形成(尼崎市都市美形成条例第 2 条第 1 号に規定する都市美の形成をいう。)等に関する重要な事項

(6) 市の交通に関する政策の総合的かつ計画的な推進に関する方針の策定に関する事項その他当該政策に関する重要な事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)その他の法令の規定により市町村都市計画審議会の権限に属させられた事項

(8) その他市が行う都市整備等に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの

(昭 52 条例 38・平 12 条例 37・平 12 条例 42・一部改正、令 2 条例 50・全改、令 4 条例 43・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員 23 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(平 12 条例 37・追加、令 2 条例 50・全改、令 4 条例 43・一部改正)

(委嘱等)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民の代表者
- (4) 産業界の代表者
- (5) 関係行政機関又は兵庫県の職員

2 前条第2項の臨時委員(以下「審議会臨時委員」という。)及び専門委員は、前項第1号に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。

(令2条例50・追加)

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

3 審議会臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、その者の委嘱に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第4条線下・一部改正、令4条例43・一部改正)

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員(第4条第1項第1号に掲げる者のうちから委嘱されたものに限る。)のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第5条線下・一部改正)

(招集)

第7条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第6条線下)

(会議)

第8条 審議会は、委員(議事に関係のある審議会臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平12条例37・一部改正、令2条例50・旧第7条線下・一部改正)

(専門分科会)

第9条 審議会に、その所掌事項を分掌させるため、規則で定めるところにより、専門分科会(以下「分科会」という。)を置く。

2 分科会に属すべき委員、審議会臨時委員及び専門委員(以下この項において「委員等」という。)は、委員等(第4条第1項第1号に掲げる者のうちから委嘱されたものに限る。)のうちから会長が指名する。

3 分科会に、その所掌事項を調査審議させるため必要があるときは、専属委員を置くことができる。

4 分科会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

5 専属委員は、第4条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長及びその属すべき分科会の分科会長の意見を聴いて委嘱する。

6 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、分科会長は当該分科会に属する委員のうちから会長が、副分科会長は当該分科会に属する委員及び専属委員のうちから当該分科会の分科会長が指名する。

7 副分科会長は、その属する分科会の分科会長を補佐し、当該分科会長に事故があるとき又は当該分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 審議会は、分科会の議決(都市計画法その他の法令の規定により市町村都市計画審議会の権限に属させられた事項及び会長が指定する事項に係るものを除く。)をもって審議会の議決とするものとする。

9 第4条第2項及び第5条第3項の規定は第4項の臨時委員(以下「分科会臨時委員」という。)について、第5条第1項及び第2項の規

定は専属委員について、第 6 条第 2 項及び前 2 条の規定は分科会について、それぞれ準用する。この場合において、第 4 条第 2 項中「会長」とあるのは「その属すべき分科会の分科会長」と、前条第 1 項中「委員」とあるのは「分科会に属する委員(専属委員並びに)」と、「を含む。次項」とあるのは「及び次条第 4 項の臨時委員を含む。同条第 9 項において読み替えて準用する次項」と、同条第 2 項中「委員」とあるのは「分科会に属する委員」と読み替えるものとする。

(令 2 条例 50・追加、令 4 条例 43・一部改正)

(部会)

第 10 条 分科会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、審議会臨時委員、専門委員、専属委員及び分科会臨時委員は、当該部会が置かれた分科会の分科会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専属委員のうちから、部会長は当該部会が置かれた分科会の分科会長が、副部会長は当該部会の部会長が指名する。

4 第 6 条第 2 項、第 7 条、第 8 条及び前条第 7 項の規定は、部会について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「委員」とあるのは「部会に属する委員(専属委員並びに)」と、「を含む。次項」とあるのは「及び次条第 4 項の臨時委員を含む。第 10 条第 4 項において読み替えて準用する次項」と、同条第 2 項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(令 2 条例 50・追加)

(意見の聴取等)

第 11 条 審議会、分科会及び部会は、必要があると認めるときは、審議会にあっては委員、審議会臨時委員及び専門委員以外の者を、分科会及び部会にあってはその属する委員、審議会臨時委員、専門委員、専属委員及び分科会臨時委員以外の者を、その会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(令 2 条例 50・追加)

(幹事)

第 12 条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員、審議会臨時委員、専門委員、専属委員及び分科会臨時委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。

(平 12 条例 37・一部改正、令 2 条例 50・旧第 8 条線下・一部改正)

(委任)

第 13 条 第 9 条から前条までに規定するもののほか、分科会の運営について必要な事項(審議会が別に定めるものを除く。)は、当該分科会の分科会長が当該分科会に諮って定める。

2 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 12 条例 37・一部改正、令 2 条例 50・旧第 9 条線下・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 尼崎市都市計画審議会条例の一部を改正する条例(令和 2 年尼崎市条例第 50 号)の施行の日から令和 3 年 10 月 31 日までの間に第 4 条第 1 項の規定により委嘱された委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、同日に満了する。

(令 2 条例 50・追加)

(招集の特例)

3 最初に招集される審議会は、第 7 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(令 2 条例 50・旧第 2 項線下)

付 則(昭和 52 年 8 月 2 日条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 12 年 6 月 21 日条例第 37 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される審議会は、この条例による改正後の尼崎市都市計画審議会条例第 6 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成 12 年 10 月 4 日条例第 42 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市都市計画審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第 2 条第 2 項の規定の適用については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成 13 年 10 月 31 日までの間は、同項第 1 号中「6 人」とあるのは「9 人」と、同項第 3 号中「4 人」とあるのは「1 人」とする。

3 施行日から平成 13 年 10 月 31 日までの間に委嘱される委員(補欠委員を除く。)の任期は、改正後の条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に委嘱されている委員の残任期間に相当する期間とする。ただし、再任することを妨げない。

付 則(令和 2 年 12 月 25 日条例第 50 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 6 月 27 日から施行する。ただし、付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(尼崎市公園緑地審議会条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 尼崎市公園緑地審議会条例(平成元年尼崎市条例第 14 号)
- (2) 尼崎市住環境整備審議会条例(平成 18 年尼崎市条例第 63 号)
- (3) 尼崎市住宅政策審議会条例(令和元年尼崎市条例第 8 号)

(委任)

3 この条例の施行について必要な経過措置は、規則で定める。

(尼崎市都市美形成条例の一部改正)

4 尼崎市都市美形成条例(昭和 59 年尼崎市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(尼崎市住環境整備条例及び尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「尼崎市住環境整備審議会」を「尼崎市都市計画審議会」に改める。

(1)・(2) 略

(尼崎市屋外広告物条例の一部改正)

6 尼崎市屋外広告物条例(平成 20 年尼崎市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(令和 4 年 12 月 28 日条例第 43 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(尼崎市地域交通政策審議会条例の廃止)

2 尼崎市地域交通政策審議会条例(平成 27 年尼崎市条例第 1 号)は、廃止する。

尼崎市みどりのまちづくり計画(資料編)

発行：尼崎市 都市整備局 土木部 公園計画・21世紀の森担当
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
TEL：06-6489-6530 FAX：06-6488-8883
<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp>